

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成27年6月12日提出
【計算期間】	第4特定期間(自 平成26年9月17日至 平成27年3月13日)
【ファンド名】	新光インド・ルピー債券ファンド（毎月決算型）
【発行者名】	新光投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 後藤 修一
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目17番10号
【事務連絡者氏名】	坂本 久
【連絡場所】	東京都中央区日本橋一丁目17番10号
【電話番号】	03-3277-1800
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

a. ファンドの目的及び基本的性格

当ファンドは、追加型投信 / 海外 / 債券に属し、主として投資信託証券に投資し、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、以下のように分類・区分されます。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型 追加型	国内	株式 債券
	海外	不動産投信
	内外	その他資産 () 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類の定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
--------	------	--------	------

株式 一般	年1回	グローバル	ファミリーファンド
大型株	年2回	日本	
中小型株	年4回	北米	ファンド・オブ・ファンズ
債券 一般	年6回（隔月）	欧州	
公債			
社債	年12回（毎月）	アジア	
その他債券			
クレジット属性 （ ）	日々	オセアニア	為替ヘッジ
不動産投信	その他（ ）	中南米	
		アフリカ	
その他資産 （投資信託証券 （債券 一般））		中近東（中東）	あり
資産複合 （ ）		エマージング	なし
資産配分固定型			
資産配分変更型			

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分の定義

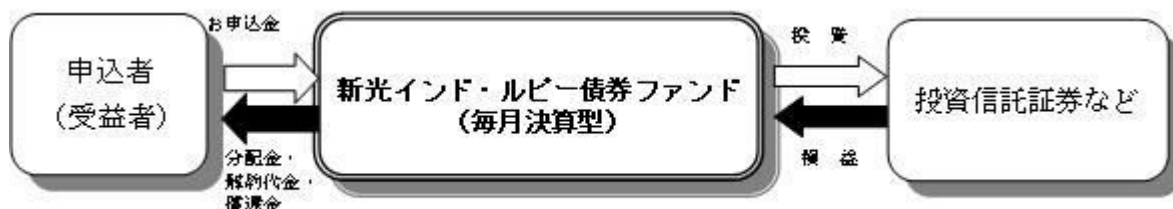
その他資産 （投資信託証券（債券 一般））	投資信託証券への投資を通じて、実質的に債券 一般に投資を行います。
年12回（毎月）	目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
アジア	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
為替ヘッジなし ^{（注）}	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

（注）属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。このため、組み入れている資産を示す「属性区分表」の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と、収益の源泉となる資産を示す「商品分類表」の投資対象資産（債券）とは異なります。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

当ファンドは、投資対象である投資信託証券へ投資を行います。その投資成果は収益分配金、解約代金、償還金として、受益者に支払われます。



b. ファンドの特色

1. 主としてインド関連の債券などに実質的に投資を行い、長期的に安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

インド関連の債券とは、インド・ルピー建ての公社債、米ドル建てを中心としたインド・ルピー建て以外の公社債（インドの政府機関、企業およびその関連会社などが発行）などを含みます。

インド・ルピー建て以外の通貨建債券に投資した場合は、原則として実質的にインド・ルピー建てとなるように為替取引を行います。為替取引は、原則としてNDF（ノン・デリバラブル・フォワード）を用いて行います。

NDF取引とは、為替先渡取引^{*}の一種で、主に金融機関との相対取引で行われます。また、当該通貨の受け渡しは発生せず、主に米ドルなどの主要通貨で差金決済を行います。

* 為替先渡取引とは、将来の特定の期日に、事前に定めた価格で為替の売買を約束する取引で、相対取引で行われます。

NDF取引は、通常の為替取引と比べ、取引参加者が少ないことや、当局による金融・資本市場における制約などから、市場裁定が働きにくいだけでなく、取引参加者の為替見通しを反映した需給の影響をより強く受けることがあります。そのため、為替取引によるプレミアムが短期金利水準から期待される想定レベルよりも減少することやマイナス（コスト）となることがあり、ファンドのパフォーマンスに影響を与えることがあります。

原則として対円での為替ヘッジは行いません。

2. ファンド・オブ・ファンズの形式で運用を行います。

モーリシャス籍の外国投資法人「TATA・インド・デット・ファンド投資証券」（以下「TATAファンド」という場合があります。運用：TATA アセット マネジメント（モーリシャス）プライベート リミテッド）と国内投資信託「国内マネー・マザーファンド受益証券」（運用：新光投信株式会社）に投資を行います。

TATAファンドの運用にあたっては、TATA アセット マネジメント（モーリシャス）プライベート リミテッドは、TATA アセット マネジメント リミテッドより投資に関する助言を受けます。

各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向などを勘案して決定するものとし、TATA Aファンドの組入比率は、原則として高位とすることを基本とします。

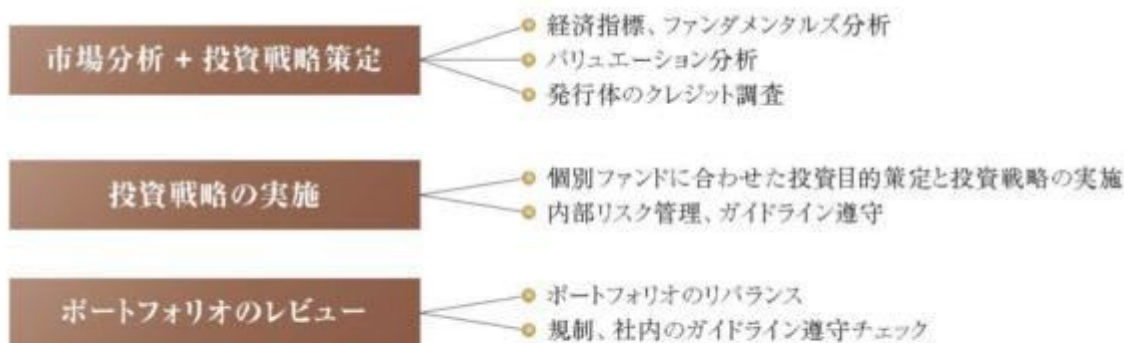
TATA Aファンドが、償還した場合または商品の同一性が失われた場合は、委託会社は受託会社と合意のうえ投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

当ファンドの資金動向、市況動向などによっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

< TATA アセット マネジメント リミテッド >

インド有数の財閥であるTATAグループの投資信託会社です。
運用スタイルは、経済指標の分析を基本としたトップダウン・アプローチと、発行体の信用力を重視したボトムアップ・アプローチを併用しています。

TATA アセット マネジメント リミテッドのTATAファンドの運用体制



出所：TATA アセット マネジメント リミテッドの資料を基に新光投信作成

インドに深く浸透するTATAグループ

1868年に創設されたインド有数の財閥であり、幅広い分野に先駆けて事業を展開し、グループ企業はそれぞれ各業界の上位に位置しています。

利潤の追求だけでなく社会への貢献を標榜し、古くから研究所や病院などを設立しています。

企業理念



上記の企業群データはTATAグループを紹介するものであり、当ファンドへの実質的な組み入れを示唆するものではありません。また、特定の個別銘柄を推奨するものではありません。

主な投資制限

ファンドの投資制限	投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みません。）以外には投資を行いません。
投資信託証券への投資割合	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

分配方針

原則として、毎月13日（休業日の場合は翌営業日。）の決算時に、収益の分配を行います。



分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

分配金額は、利子収益相当と判断される額を基礎として、実質的な留保益の水準などを考慮したうえで委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

実質的な留保益は、為替などの市況動向や運用成果により每期増減するほか、当ファンドに大量の追加設定があると希薄化して減少します。したがって実質的な留保益があっても、安定した分配を継続できるものではありません。

留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

運用状況により分配金額は変動します。

上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

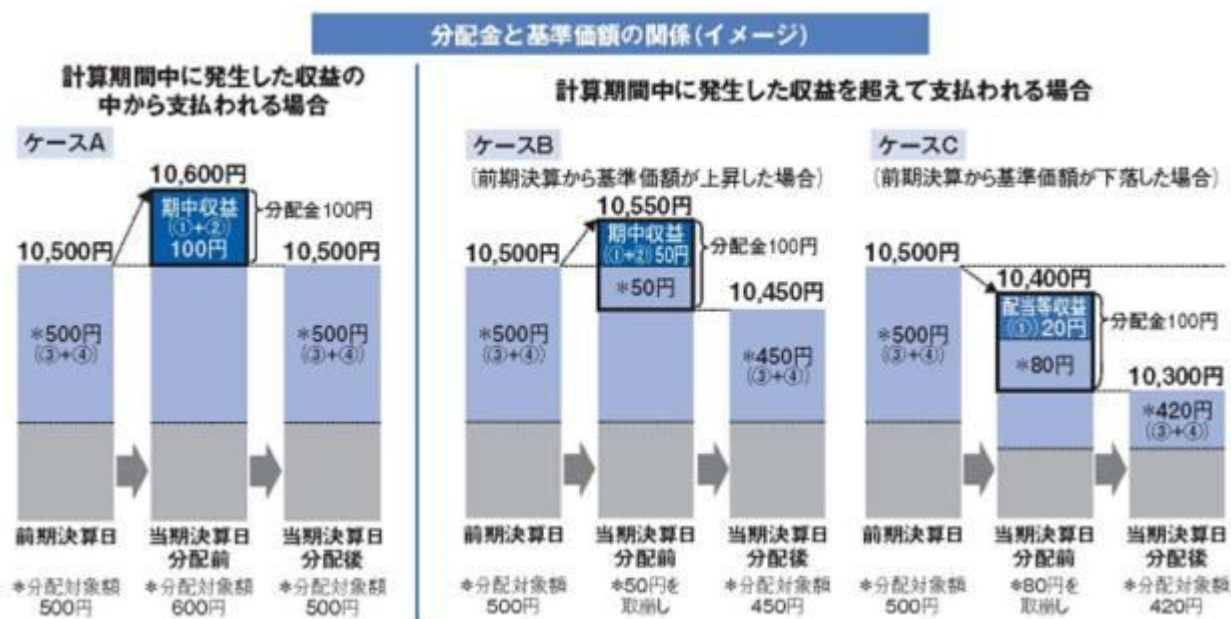
収益分配金に関する留意事項

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。



分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

配当等収益（経費控除後）、 有価証券売買益・評価益（経費控除後）、 分配準備積立金、
収益調整金

上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次のとおりとなります。

ケースA：分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円 = 100円

ケースB：分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差 50円 = 50円

ケースC：分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差 200円 = 100円

A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信

託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。



普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

c．信託金限度額

委託者は、受託者と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加することができます。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

平成25年 2月22日

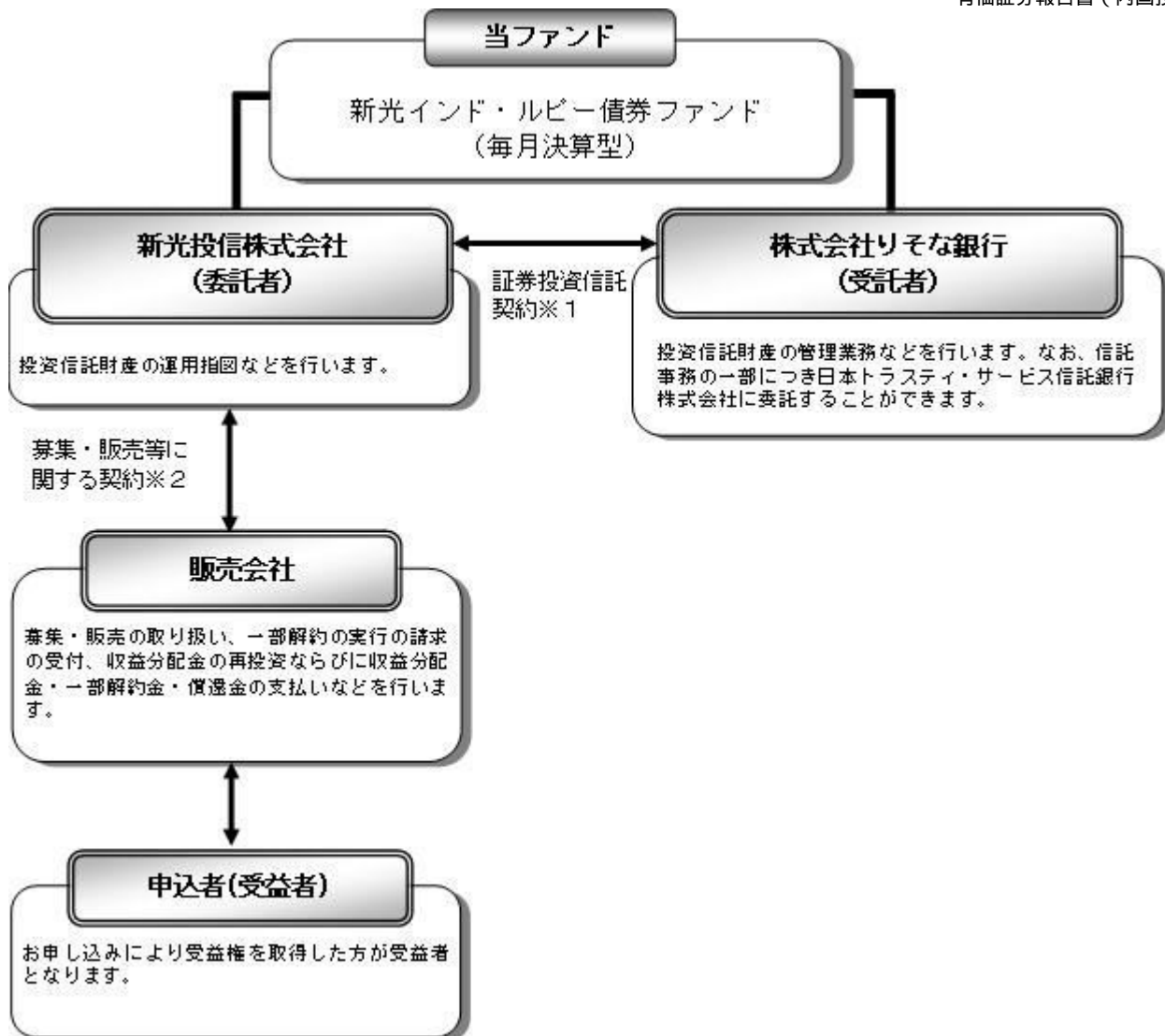
関東財務局長に対して有価証券届出書提出

平成25年 3月22日

投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

a．ファンドの仕組み



1 証券投資信託契約

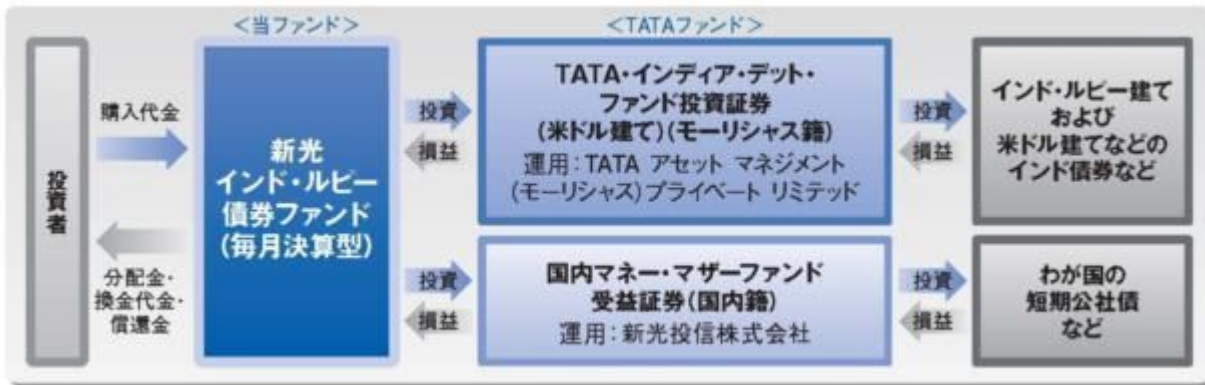
委託者と受託者との間において「証券投資信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託者および受託者の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

2 募集・販売等に関する契約

委託者と販売会社との間において「証券投資信託に関する基本契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取り扱い、収益分配金および償還金の支払い、解約の取り扱い等を規定しています。

当ファンドの運用は「ファンド・オブ・ファンズ方式」で行います。

ファンド・オブ・ファンズとは、投資信託証券への投資を目的とする投資信託のことで、一般に投資対象に選んだ複数の投資信託証券を組み入れて運用する仕組みを「ファンド・オブ・ファンズ方式」といいます。



b. 委託会社の概況

(イ) 資本金の額（平成27年3月末現在）

資本金の額	45億2,430万円
会社が発行する株式総数	3,000,000株
発行済株式総数	1,823,250株

(ロ) 委託会社の沿革

昭和36年6月	大井証券投資信託委託株式会社設立・免許取得
昭和44年10月	新和光投信委託株式会社に社名変更
昭和61年11月	有価証券等に関する投資助言・情報提供業務の認可
平成8年8月	投資顧問業者の登録
平成8年12月	投資一任契約にかかる業務の認可
平成9年11月	投資信託の直接販売業務の認可
平成10年12月	証券投資信託法の改正に伴う投資信託の証券投資信託委託業のみなし認可
平成12年4月	太陽投信委託株式会社と合併し、新光投信株式会社に社名変更

(ハ) 大株主の状況

(平成27年3月末現在)

株主名	住所	持株数	持株比率
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1-5-1	1,396,362株	76.58%
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1-5-5	182,115	9.98
株式会社みずほ証券リサーチ&コンサルティング	東京都中央区日本橋1-17-10	137,200	7.52

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a. 基本方針

当ファンドは、投資信託証券を主要投資対象として、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

b. 運用の方法

(イ) 主要投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

(ロ) 投資態度

以下の投資信託証券を通じて、主としてインドの債券等を実質的に投資を行い、安定

した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

モーリシャス籍外国投資法人 T A T A ・ インディア ・ デット ・ ファンド（以下「T A T A ファンド」といいます。）米ドル建投資証券
内国証券投資信託（親投資信託） 国内マネー・マザーファンド受益証券

各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向等を勘案して決定するものと
し、T A T A ファンドの組入比率は、原則として高位とすることを基本とします。

当ファンドの資金動向、市況動向等によっては、また、やむを得ない事情が発生した
場合には、上記のような運用ができない場合があります。

T A T A ファンドが、償還した場合または約款に規定する事項の変更により商品の同
一性が失われた場合は、委託者は受託者と合意のうえ投資信託契約を解約し、信託を終了
させます。

（八）主な投資制限

投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外には投資
を行いません。

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

（２）【投資対象】

a．投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第
1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．金銭債権

ハ．約束手形

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

b．有価証券および金融商品の指図範囲等

（イ）委託者は、信託金を、主として次の第1号に掲げる外国投資法人の投資証券および第2
号に掲げる新光投信株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結され
た親投資信託である国内マネー・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいま
す。）の受益証券のほか、第3号から第7号に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第
2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資する
ことを指図します。

1．モーリシャス籍外国投資法人 T A T A ・ インディア ・ デット ・ ファンド 米ドル建
投資証券

2．証券投資信託 マザーファンド受益証券

3．コマーシャル・ペーパー

4．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

5．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引
受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。）

6．外国法人が発行する譲渡性預金証書

7．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行
信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号に掲げる外国投資法人の投資証券および第2号に掲げる証券投資信託の受益

その他の費用・手数料	インド・ルピー建公社債投資枠の入札などに要する費用、監査報酬、弁護士費用および当初設定にかかる諸費用などが支払われます。これらは定率でないもの、定時に見直されるもの、売買条件などに応じて異なるものなどがあるため、事前に概算料率や上限額などを表示することはできません。
収益分配方針	原則として、毎月分配を行います。
運用開始日	平成25年3月26日

2. 国内マネー・マザーファンドの概要

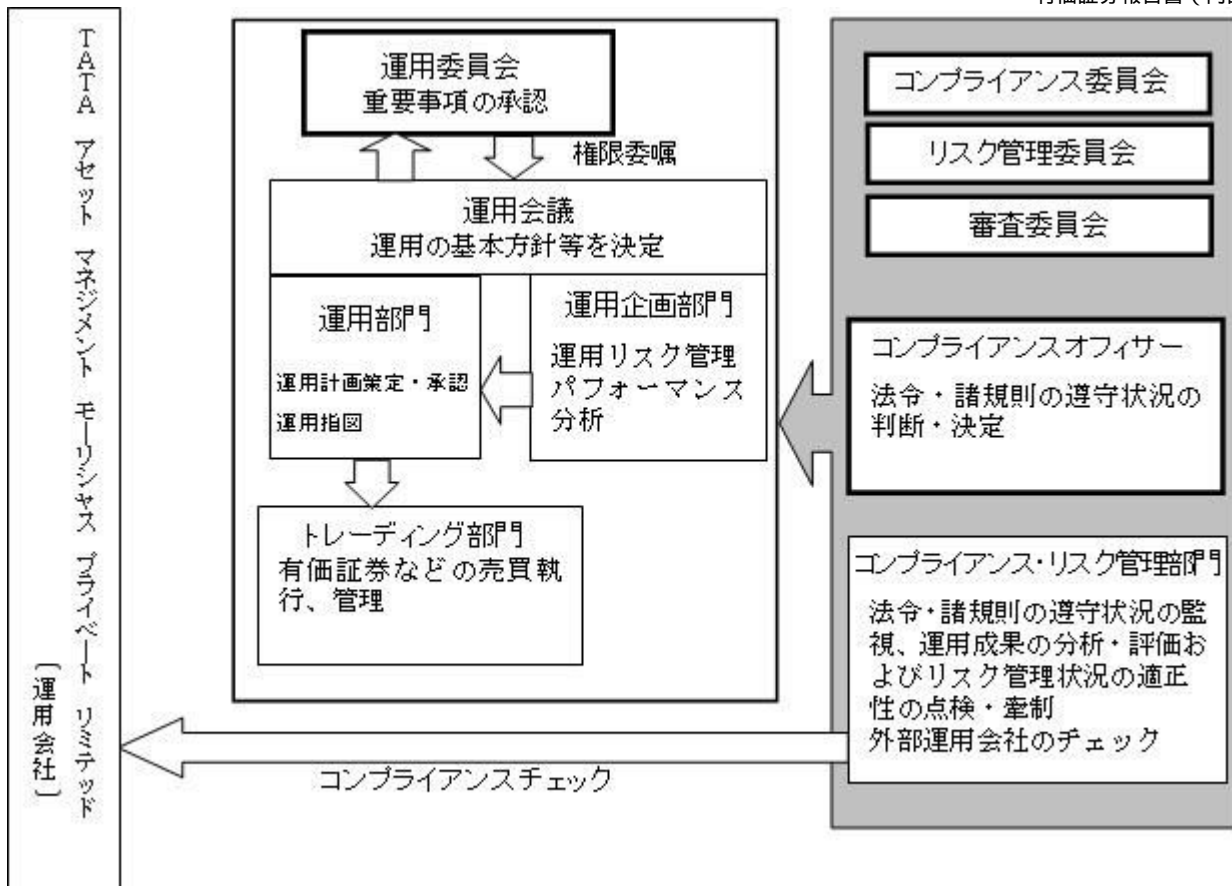
ファンド名	国内マネー・マザーファンド
形態	親投資信託
運用方針	<ul style="list-style-type: none"> ・主としてわが国の短期公社債に投資し、安定した収益の確保を目指した運用を行います。 ・ファンドの資金動向、市況動向などによっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・株式への投資は行いません。 ・外貨建資産への投資は行いません。
信託期間	無期限
決算日	毎年1月15日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配方針	運用による収益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。
信託報酬	報酬はかかりません。
信託設定日	平成20年3月28日
委託会社	新光投信株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行 （再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

上記の各投資信託証券については、いずれも申込手数料はかかりません。

上記の各概要は、各投資信託証券の内容を要約したものであり、そのすべてではありません。また、各概要は平成27年6月12日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

（3）【運用体制】

a. ファンドの運用体制



上記運用体制は、今後変更になることがあります。

PLAN

- ・運用委員会から権限委嘱された運用会議を運用部署全体（運用部門、運用企画部門、調査部門）で開催し、アセットアロケーションの方針等の運用の基本方針を決定します。
- ・運用担当者はこの運用の基本方針を踏まえ、運用計画を作成します。
- ・運用計画は運用調査本部長および副本部長により承認されます。

DO

- ・ファンドマネージャーは承認された運用計画に基づいて指図を行います。
- ・売買の執行・管理はトレーディング部門が行います。

SEE

- ・コンプライアンス・リスク管理部門（20名程度）は日々の運用指図および売買執行について法令・諸規則の遵守状況の点検を行い、必要に応じて運用部門を牽制します。
- ・運用企画部門は日々の運用リスク等の管理のほか、投資信託財産のパフォーマンス分析を行います。
- ・コンプライアンス・リスク管理部門およびコンプライアンスオフィサー（1名）は月次で開催される審査委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会において運用成果、法令・諸規則・約款の遵守状況、運用リスク管理状況等について検証・報告を行います。
- ・コンプライアンス・リスク管理部門は、投資信託証券の運用会社に対して、継続的なコンプライアンスチェックを行っております。

< 受託者に対する管理体制 >

投資信託財産の管理業務を通じ、受託者の信託事務の正確性・迅速性、システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託者より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

b．運用体制に関する社内規則

運用に関する社内規則として運用規程・細則および職務権限規程等を設けており、ファンドマネージャーの任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図っています。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規があります。

(4)【分配方針】

a．収益分配は原則として、毎月13日（該当日が休業日の場合は翌営業日。）の決算時に以下の方針に基づき行います。

- 1．分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。
- 2．分配金額は、利子収益相当と判断される額を基礎として、実質的な留保益の水準などを考慮したうえで委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、第1期決算時には、分配を行いません。
- 3．留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

b．投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1．分配金、配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

c．毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

d．「分配金受取コース」の受益者の分配金は原則として、決算日から起算して5営業日まで、受益者に支払われます。

「分配金再投資コース」の受益者の分配金は、税金を差し引いた後、別に定める契約に基づき、全額再投資されます。

(5)【投資制限】

投資信託約款に定める投資制限

a．投資信託証券への投資割合

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

b．外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

c．公社債の借り入れ

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借り入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借り入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- (ロ) 借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (ニ) 借入れにかかる品借料は投資信託財産中から支払われます。
- d. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
- 外貨建有価証券(外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。)への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- e. 外国為替予約の指図
- 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産(外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。)について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- f. 資金の借入れ
- (イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (ニ) 借入金の利息は投資信託財産中より支払われます。
- g. 利害関係人等との取引等
- (イ) 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者(第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)および受託者の利害関係人、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。
- (ロ) 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- (ハ) 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反

しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

（二）上記（イ）（ロ）（ハ）の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

h. デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

3【投資リスク】

（1）ファンドのもつリスク

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券などに実質的に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産に実質的に投資した場合、為替相場の変動などの影響も受けます。

これらの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

a. カントリーリスク

投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制などの要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

当ファンドは実質的にインドの公社債などに投資しますが、一般に新興国市場は、先進国市場に比べて規模が小さく、流動性も低く、金融インフラが未発達であり、様々な地政学的問題を抱えていることから、カントリーリスクはより高くなる可能性があります。

b. 為替変動リスク

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算価格が変動します。一般に、保有外貨建資産が現地通貨ベースで値上がりした場合でも、投資先の通貨に対して円高となった場合には、当該外貨建資産の円換算価格が下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

また、当ファンドは新興国通貨建証券に実質的に投資を行うことから、為替変動リスクが相対的に高くなる可能性があります。

c. 流動性リスク

有価証券などを売買する際、当該有価証券などの市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができない可能性があります。特に流動性の低い有価証券などを売却する場合にはその影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

d. 金利変動リスク

公社債の価格は、金利水準の変化にともない変動します。一般に、金利が上昇した場合には公社債の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

e. 信用リスク

公社債などの信用力の低下や格付けの引き下げ、債務不履行が生じた場合には、当該公社

債などの価格は下落します。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

f．特定の投資信託証券に投資するリスク

当ファンドが組み入れる投資信託証券における運用会社の運用の巧拙が、当ファンドの運用成果に大きな影響を及ぼします。また、外国投資法人を通じて各国の有価証券に投資する場合、国内籍の投資信託から直接投資を行う場合に比べて、税制が相対的に不利となる可能性があります。

g．投資対象ファンドにかかる税制変更のリスク

当ファンドが組み入れる外国投資法人の設定地および当該外国投資法人が投資を行う国において、税制などの変更があった場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

h．インド・ルピー建公社債への投資に関する留意点

インドで、外国人投資家がインド・ルピー建ての債券に投資を行う場合、投資ライセンスの取得や、入札などによる投資枠の取得が必須となります。その結果、これらの銘柄への投資は、入札などの状況によっては十分な投資枠を取得できない場合があります。

投資枠取得のための入札などにかかる費用などは、外国投資法人が負担します。

インドにおける税金の取り扱いについては、インドの関係法令や税率などの解釈は必ずしも安定していません。

インド・ルピー建ての公社債への投資にあたっては、インド現地の税務アドバイザーの中から一社を指名する必要があり、当該税務アドバイザーの指示にしたがって納税を行います。

インドの投資関連の規制、ならびに税制は今後変更される場合があります。

資産規模が比較的少額である場合は、インド国内の公社債に全く投資しないこともあります。

これらの記載は、平成27年3月末時点で委託会社が確認できる情報に基づいたものです。インドの関係法令や税率などは今後変更になる場合があります。また、それに伴い、前述の投資リスクや、上記留意点に記載されているリスク以外のリスクが生じる可能性があります。

i．投資信託に関する一般的なリスクおよびその他の留意点

(イ) 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

(ロ) 法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。

(ハ) 投資信託財産の状況によっては、目指す運用が行われなくなることがあります。また、投資信託財産の減少の状況によっては、委託者が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。

(ニ) 投資した資産の流動性が低下し、当該資産の売却・換金が困難になる場合などがあります。その結果、投資者の換金請求に伴う資金の手当てに支障が生じる場合などには、換金のお申し込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた換金のお申し込みを取り消す場合があります。

(ホ) 短期間に相当金額の解約申し込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入る有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。

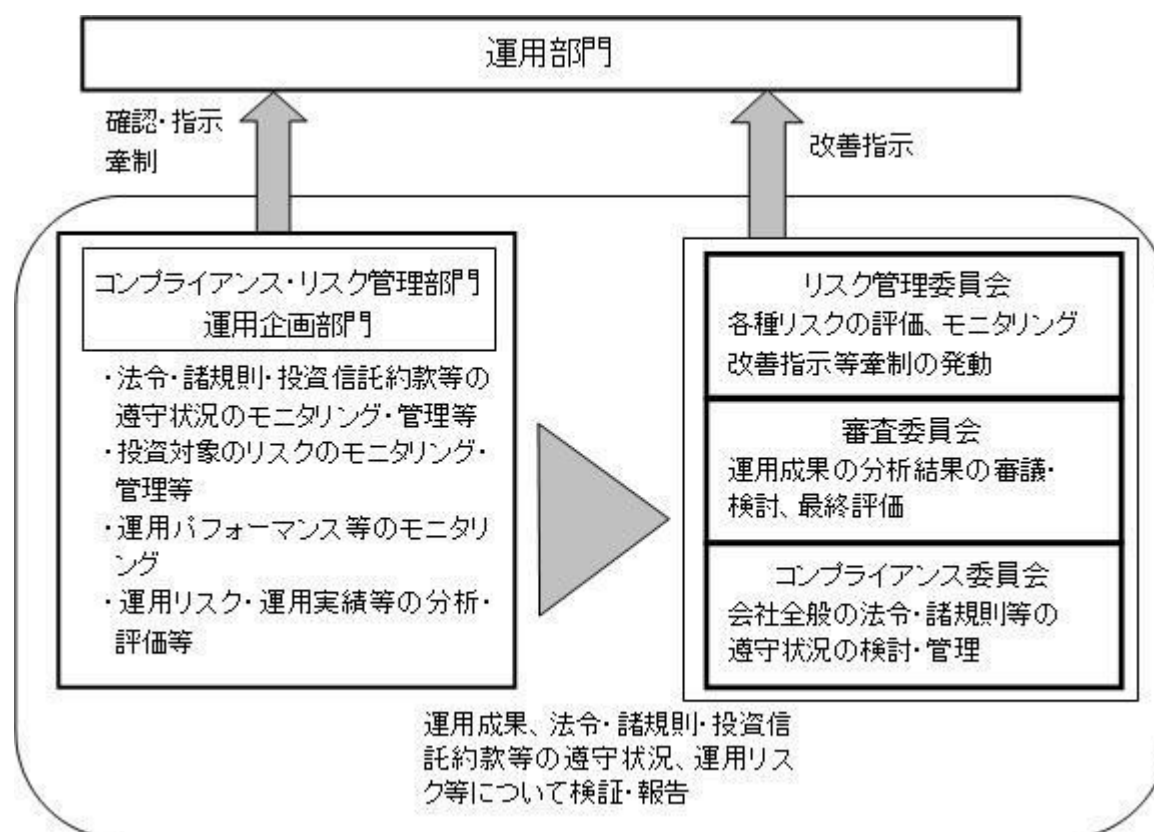
(ヘ) 証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更などの諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながる可能性があります。

(ト) 投資信託証券には、ファミリーファンド方式で運用をするものがあります。当該投資信託証券（ベビーファンド）が投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のベビーファンドにおいて、設定・解約や資産構成の変更などによりマザーファンドの組入有価証券などに売買が生じた場合、その売買による組入有価証券などの価格の変化や売買手数料などの負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。この影響を受け、当該投資信託証券（ベビーファンド）の価額が変動する可能性があります。

当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券にはファミリーファンド方式を採用している場合があります。上記のような要因で、当ファンドの基準価額が変動する可能性があります。

(2) リスク管理体制

- パフォーマンスの分析・管理 : 運用成果を分析し、その結果を審議・検討してその評価を行います。
- 運用リスクの管理 : 投資信託財産の運用リスクの管理およびその管理の現状・適正性を把握し、管理方針を協議、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。



上記リスク管理体制は、今後変更になることがあります。

<参考情報>

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

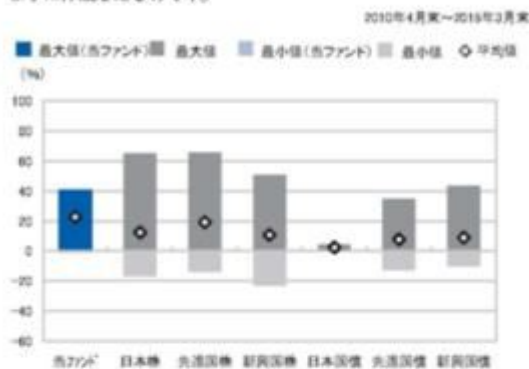


※分配金再投資基準価額は、設定時を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。

※年間騰落率は、2014年3月から2015年3月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	41.2	65.0	65.7	50.5	4.5	34.9	43.7
最小値	△0.4	△17.0	△13.6	△22.8	0.4	△12.7	△10.1
平均値	22.9	12.5	19.2	10.9	2.4	8.0	9.0

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※2010年4月から2015年3月の5年間の当ファンドは2014年3月から2015年3月の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

※決算日に対応した数値とは異なります。

※当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、取引時の分配金を当ファンドに再投資したとみなして計算した、理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。

各資産クラスの指数

日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
 先進国株・・・MSCI-NOKUSAI-インデックス(配当込み、円ベース)
 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
 日本国債・・・NCMURA-BPI国債
 先進国債・・・シチー世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)
 (注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX(配当込み))は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに属する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-NOKUSAI-インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-NOKUSAI-インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NCMURA-BPI国債

NCMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を表すために開発された投資収益指数です。なお、NCMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

シチー世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

シチー世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、Citigroup Index LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。

なお、シチー世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)は、JP Morgan Securities LLCが開発し、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象とした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、JP Morgan Securities LLCに帰属します。

本指数は、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、JP Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は読取を受けて使用していません。JP Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2014, JP Morgan Chase & Co. All rights reserved.

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.24%（税抜3.0%）を上限とし

て販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。商品および投資環境の説明・情報提供、購入の事務手続きなどの対価として販売会社にお支払いいただきます。当該手数料には消費税等（8%）が含まれます。

手数料について、詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク

フリーダイヤル 0120-104-694

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）

インターネットホームページ

<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

なお、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は無手数料です。

ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗り換え」¹または「償還前乗り換え」²によりファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができる場合があります。

ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取り扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等は販売会社ごとに異なりますので、詳しくは各販売会社でご確認ください。

- 1 「償還乗り換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合はいいます。
- 2 「償還前乗り換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合はいいます。

（2）【換金（解約）手数料】

ご解約時の手数料はありません。

（3）【信託報酬等】

日々のファンドの純資産総額に年率1.1772%（税抜1.09%）を乗じて得た額とします。なお、投資対象とする投資信託証券の信託報酬を含めた実質的な信託報酬の総額は、ファンドの純資産総額に対して最大で年率1.6272%（税抜1.54%）程度となります。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産から支払われます。

信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率

＜ファンド・オブ・ファンズの信託報酬の配分＞

委託者	年率0.33%（税抜）	委託した資金の運用、基準価額の算出などの対価
販売会社	年率0.73%（税抜）	購入後の情報提供、運用報告書など各種書類の送付、分配金・償還金・換金代金支払などの事務手続きなどの対価
受託者	年率0.03%（税抜）	運用財産の管理、委託者からの指図の実行などの対価
投資対象とする投資信託証券	年率0.45%	TATAファンドの信託報酬です。国内マネー・マザーファンドの信託報酬はありません。
実質的な負担 ^(注)	年率1.6272%（税抜1.54%）程度	-

（注）T A T A ファンドを100%組み入れた場合の数値です。実際の信託報酬は、投資信託証券の組入状況に応じて変動します。

（４）【その他の手数料等】

- a．投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、監査法人に支払うファンドの監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。
- b．投資信託財産にかかる監査報酬は、毎計算期末または信託終了のときに、当該監査報酬にかかる消費税等とともに投資信託財産中から支払われます。
- c．証券取引に伴う手数料・税金等、当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料にかかる消費税等および資産を外国で保管する場合の費用についても投資信託財産が負担します。
- d．当ファンドが主要投資対象とするT A T A ファンドにおいても、有価証券などの売買手数料、インド・ルピー建公社債投資枠の入札などに要する費用、監査報酬、弁護士費用および当初設定にかかる諸費用などががかかります。
- e．「その他の手数料等」については、定率でないもの、定時に見直されるもの、売買条件などに応じて異なるものなどがあるため、当該費用および合計額などを表示することができません。
手数料などの合計額については、購入金額や保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

a．個人の受益者の場合

（イ）収益分配金の取り扱い

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、配当所得として課税され、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率で源泉徴収されます。なお、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用はありません。）・申告分離課税のいずれかを選択することもできます。また、特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です。

（ロ）一部解約金・償還金の取り扱い

一部解約時および償還時の譲渡益（解約価額または償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した額）については、譲渡所得とみなされ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です。

（ハ）損益通算について

一部解約時、償還時に生じた損失（譲渡損）は、確定申告を行うことにより上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限りま

す。）から差し引くこと（損益通算）ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。一部解約時、償還時に生じた差益（譲渡益）は、上場株式等の譲渡損と損益通算ができます。

また、特定口座（源泉徴収あり）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行うことが可能です（申告不要）。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

< 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合 >

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

b. 法人の受益者の場合

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金および一部解約金・償還金の個別元本超過額については15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。なお、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

なお、益金不算入制度は適用されません。

c. 個別元本について

(イ) 追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

(ロ) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

(ハ) 受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合には販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等ごとに、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

(ニ) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、「d. 収益分配金の課税について」をご参照ください。）

d. 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。（前述の「収益分配金に関する留意事項」をご参照ください。）

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

ただし、課税対象となります分配金は普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）に関しましては非課税扱いとなります。

上記は平成27年3月末現在のものです。税法が改正された場合等は、上記「(5) 課税上の

取扱い」の内容が変更される場合があります。税金の取り扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

新光インド・ルピー債券ファンド(毎月決算型)

(平成27年 3月31日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	モーリシャス	852,670,789	96.98
親投資信託受益証券	日本	8,010,892	0.91
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		18,490,395	2.10
純資産総額		879,172,076	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

(参考)国内マネー・マザーファンド

(平成27年 3月31日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	149,999,152	87.67
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		21,080,128	12.32
純資産総額		171,079,280	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

新光インド・ルピー債券ファンド(毎月決算型)

イ.評価額上位銘柄明細

(平成27年 3月31日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	モーリ シャス	投資証券	TATA・インディア・デット・ ファンド	8,000,381	105.59	844,787,262	106.5787	852,670,789	96.98
2	日本	親投資信託 受益証券	国内マネー・マザーファンド	7,922,948	1.0111	8,010,892	1.0111	8,010,892	0.91

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

外貨建資産の単価及び金額は、平成27年3月31日現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

ロ.種類別投資比率

(平成27年3月31日現在)

種類	投資比率(%)
投資証券	96.98
親投資信託受益証券	0.91
合計	97.89

(参考)国内マネー・マザーファンド

イ.評価額上位銘柄明細

(平成27年3月31日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	第512回国庫 短期証券	100,000,000	99.99	99,999,802	99.99	99,999,802		2015.05.18	58.45
2	日本	国債証券	第518回国庫 短期証券	50,000,000	99.99	49,999,350	99.99	49,999,350		2015.06.15	29.22

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

ロ.種類別投資比率

(平成27年3月31日現在)

種類	投資比率(%)
国債証券	87.67
合計	87.67

【投資不動産物件】

新光インド・ルピー債券ファンド(毎月決算型)

該当事項はありません。

(参考)国内マネー・マザーファンド

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

新光インド・ルピー債券ファンド(毎月決算型)

該当事項はありません。

（参考）国内マネー・マザーファンド

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

新光インド・ルピー債券ファンド（毎月決算型）

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間末（平成25年 9月13日）	834,466,420	840,582,189	0.8187	0.8247
第2特定期間末（平成26年 3月13日）	921,172,871	927,016,829	0.9458	0.9518
第3特定期間末（平成26年 9月16日）	811,333,120	816,158,301	1.0089	1.0149
第4特定期間末（平成27年 3月13日）	883,314,691	888,025,551	1.1250	1.1310
平成26年 3月末日	923,108,887		0.9747	
4月末日	862,696,257		0.9645	
5月末日	839,972,844		1.0028	
6月末日	804,170,972		0.9778	
7月末日	815,027,587		0.9911	
8月末日	805,337,569		0.9938	
9月末日	815,489,403		1.0281	
10月末日	810,183,306		1.0341	
11月末日	868,691,235		1.1136	
12月末日	868,400,333		1.0927	
平成27年 1月末日	889,944,575		1.1205	
2月末日	888,292,329		1.1319	
3月末日	879,172,076		1.1230	

【分配の推移】

新光インド・ルピー債券ファンド（毎月決算型）

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	平成25年 3月22日～平成25年 9月13日	0.0240
第2特定期間	平成25年 9月14日～平成26年 3月13日	0.0360
第3特定期間	平成26年 3月14日～平成26年 9月16日	0.0360
第4特定期間	平成26年 9月17日～平成27年 3月13日	0.0360

(注)各特定期間中の分配金の合計額を表示しています。

【収益率の推移】

新光インド・ルピー債券ファンド（毎月決算型）

期	計算期間	収益率（％）
第1特定期間	平成25年 3月22日～平成25年 9月13日	15.7
第2特定期間	平成25年 9月14日～平成26年 3月13日	19.9
第3特定期間	平成26年 3月14日～平成26年 9月16日	10.5
第4特定期間	平成26年 9月17日～平成27年 3月13日	15.1

(注)収益率は各特定期間における騰落率を表示しており、当該特定期間中の分配金合計額を加算して計算しています。

（４）【設定及び解約の実績】

新光インド・ルピー債券ファンド（毎月決算型）

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1特定期間	平成25年 3月22日～平成25年 9月13日	1,084,246,253	64,951,382
第2特定期間	平成25年 9月14日～平成26年 3月13日	5,295,396	50,597,235
第3特定期間	平成26年 3月14日～平成26年 9月16日	10,011,436	179,807,547
第4特定期間	平成26年 9月17日～平成27年 3月13日	35,099,409	54,152,900

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

参考情報

運用実績

2015年3月31日現在

<基準価額・純資産の推移> (2013年3月22日～2015年3月31日)



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。
 ※分配金再投資基準価額は、取引日の分配金を当該ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。
 ※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

<分配の推移>

2015年3月	60円
2015年2月	60円
2015年1月	60円
2014年12月	60円
2014年11月	60円
直近1年累計	720円
設定来累計	1,320円

※分配は1万口当たり・取引日の金額です。
 ※分配の推移は、将来の分配の水準を示唆・保証するものではありません。分配が行われない場合もあります。

<主要な資産の状況>

組入状況

ファンド名	国・地域	通貨	純資産比率
TATA・インディア・デット・ファンド	モーリシャス	米ドル	96.98%
国内マネー・マザー・ファンド	日本	日本円	0.91%
合計			97.89%

TATA・インディア・デット・ファンドの組入上位5銘柄 (現地3月11日現在)

銘柄名	種類	利率	償還日	比率
IDBI BANK	社債	4.375%	2018/3/26	11.6%
BPCL	社債	4.625%	2022/10/25	11.0%
STATE BANK OF INDIA	社債	4.125%	2017/8/1	9.4%
SYNDICATE BANK	社債	4.125%	2018/4/12	9.3%
AXIS BANK	社債	5.125%	2017/9/5	8.0%

※TATA アセット マネジメント リミテッドからの情報を基に作成しています。
 ※比率は、TATA・インディア・デット・ファンドの組入債券を100%とした場合の割合で、小数第2位を四捨五入しています。

<年間収益率の推移>

暦年ベース



※取引日の分配金を単純に合算して計算しています。
 ※当ファンドにはベンチマークがありません。
 ※2013年については、設定時から12月末までの収益率を記載しています。
 ※2015年については、年初から3月末までの収益率を記載しています。

・当ページの図表は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
 ・表中の純資産比率は小数第3位を切り捨てて求めたものであり、各比率の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。
 ・最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページなどでご確認ください。

10

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(イ) 取得申込者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」について、販売会社

ごとに定める申込単位で、取得申込受付日の翌営業日の基準価額で購入することができます。ただし、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は1口単位となります。

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込金額に手数料および当該手数料にかかる消費税等を加算した金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

(ロ) 「分配金再投資コース」での取得申込者は、販売会社との間で「新光インド・ルピー債券ファンド（毎月決算型）自動継続投資約款」（別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。）にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

(ハ) 取得申し込みの受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

なお、申込日当日またはその翌営業日が以下のいずれかに該当する日には、取得申し込みの受付は行いません。

- ・インドの銀行の休業日
- ・モーリシャスの銀行の休業日
- ・シンガポールの銀行の休業日

また、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、取得申し込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申し込みの受付を取り消すことができます。ただし、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申し込みに限ってこれを受け付けるものとします。

2【換金（解約）手続等】

一部解約（解約請求によるご解約）

(イ) 受益者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」の両コースとも、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

なお、受付は原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

また、投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

(ロ) 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

(ハ) 委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。また、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(ニ) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約に関して課税対象者にかかる所得税および地方税（法人の受益者の場合は所得税のみ）に相当する金額が控除されます。

なお、一部解約の価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）

基準価額につきましては、新光投信株式会社のインターネットホームページ（<http://www.shinkotoushin.co.jp/>）または、原則として計算日の翌日付の日本経済新

聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額および一部解約の価額は、前日以前のものとなります。

- (ホ) 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、8営業日目から販売会社において受益者に支払われます。ただし、投資を行った投資信託証券の換金停止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、一部解約金の支払いを延期する場合があります。
- (ヘ) 委託者は、申込日当日またはその翌営業日が以下のいずれかに該当する日には、上記(イ)による一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。
- ・インドの銀行の休業日
 - ・モーリシャスの銀行の休業日
 - ・シンガポールの銀行の休業日
- (ト) 委託者は、投資を行った投資信託証券の換金停止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。
- (チ) 上記(ト)により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この日が一部解約の実行の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の実行の請求を受け付けることができる日とします。）に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記(二)の規定に準じて計算された価額とします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

基準価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク

フリーダイヤル 0120-104-694

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）

インターネットホームページ

<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

当ファンドの主な投資対象の評価方法は以下のとおりです。

投資対象	評価方法
外国籍投資信託証券	原則として基準価額計算時に知りうる直近の日の基準価額で評価
内国証券投資信託 （親投資信託）	原則として基準価額計算日の基準価額で評価

外貨建資産	原則として基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算により評価
為替予約取引	原則として基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

当ファンドの信託期間は、投資信託契約締結日から平成35年3月13日までです。

委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎月14日から翌月13日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款に定める信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

a. 信託の終了(投資信託契約の解約)

(イ) 委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合、またはこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくははやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(ロ) 委託者は、信託終了前に、所定の運用の基本方針に基づき、投資を行ったTATAファンドが償還、または次に掲げる事項の変更により商品の同一性が失われた場合は、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

1. TATAファンドの主要投資対象が変更となる場合

2. TATAファンドの取得の条件または換金の条件について、投資者に著しく不利となる変更がある場合

(ハ) 委託者は、上記(イ)の事項について、下記「c. 書面決議の手続き」の規定にしています。

(ニ) 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

(ホ) 委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「c. 書面決議の手続き」の規定における書面決議が否決となる場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。

(ヘ) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、下記「b. 投資信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

b. 投資信託約款の変更等

(イ) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

(ロ) 委託者は、上記(イ)の事項(投資信託約款の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、下記「c. 書面決議の手続き」の規定にしたがいます。

(ハ) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、上記(イ)および(ロ)の規定にしたがいます。

この投資信託約款は上記に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

c. 書面決議の手続き

(イ) 委託者は、上記「a. 信託の終了(投資信託契約の解約)」(イ)について、または「b. 投資信託約款の変更等」(イ)の事項のうち重大な約款の変更等について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由または重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドにかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

(ロ) 上記(イ)の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(ハ) 上記(イ)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

(ニ) 重大な約款の変更等における書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

(ホ) 上記(イ)から(ニ)までの規定は、委託者が投資信託契約の解約または重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドにかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび上記「a. 信託の終了(投資信託契約の解約)」(ロ)の規定に基づいてこの投資信託契約を解約する場合には適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(イ)から(ハ)までに規定する当ファンドの解約の手続きを行

うことが困難な場合には適用しません。

(ヘ) 上記(イ)から(ホ)の規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

d．反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託者が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、投資信託契約の解約（上記「a．信託の終了（投資信託契約の解約）」（ロ）の場合を除きます。）または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

e．運用報告書

委託者は、毎年3月、9月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対し、販売会社を通じて交付します。

運用報告書（全体版）は、下記「f．公告」に記載の委託者のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

f．公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

g．委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

h．信託事務処理の再信託

(イ) 受託者は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

(ロ) 上記(イ)における日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

i．信託業務の委託等

(イ) 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2．委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3．委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- 4．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

(ロ) 受託者は、上記(イ)に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記(イ)各

号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

(ハ) 上記(イ)および(ロ)にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 投資信託財産の保存にかかる業務
2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

j. 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

k. 関係法人との契約の更改

委託者と販売会社との間において締結している「証券投資信託に関する基本契約」の有効期間は契約の締結日から1年ですが、期間満了前に委託者、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

4【受益者の権利等】

a. 収益分配金請求権

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）に受益者に支払います。

受益者が、収益分配金について、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

上記にかかわらず、「分配金再投資コース」の受益者の収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に再投資されます。

b. 一部解約請求権

受益者は、販売会社ごとに定める単位で、一部解約の実行を請求することができます。

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、8営業日目から受益者に支払います。ただし、投資を行った投資信託証券の換金停止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

c. 償還金請求権

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日まで）に受益者に支払います。

受益者が、信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期特定期間（平成26年9月17日から平成27年3月13日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【新光インド・ルピー債券ファンド（毎月決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第3期特定期間末 平成26年 9月16日現在	第4期特定期間末 平成27年 3月13日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	23,621,277	27,104,164
投資証券	783,913,483	853,715,279
親投資信託受益証券	8,009,308	8,010,892
未収入金	5,358,500	-
未収利息	26	39
流動資産合計	820,902,594	888,830,374
資産合計	820,902,594	888,830,374
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	4,825,181	4,710,860
未払解約金	3,855,580	-
未払受託者報酬	24,355	22,011
未払委託者報酬	860,489	777,686
その他未払費用	3,869	5,126
流動負債合計	9,569,474	5,515,683
負債合計	9,569,474	5,515,683
純資産の部		
元本等		
元本	804,196,921	785,143,430
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	7,136,199	98,171,261
（分配準備積立金）	60,280,205	93,452,408
元本等合計	811,333,120	883,314,691
純資産合計	811,333,120	883,314,691
負債純資産合計	820,902,594	888,830,374

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期特定期間		第4期特定期間	
	自	平成26年 3月14日 至 平成26年 9月16日	自	平成26年 9月17日 至 平成27年 3月13日
営業収益				
受取配当金		35,711,487		33,608,363
受取利息		5,089		5,338
有価証券売買等損益		24,919,283		10,894,461
為替差損益		31,280,490		102,699,442
営業収益合計		91,916,349		125,418,682
営業費用				
受託者報酬		139,368		135,364
委託者報酬		4,924,211		4,782,807
その他費用		85,128		90,416
営業費用合計		5,148,707		5,008,587
営業利益		86,767,642		120,410,095
経常利益		86,767,642		120,410,095
当期純利益		86,767,642		120,410,095
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額		2,559,934		757,468
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		52,820,161		7,136,199
剰余金増加額又は欠損金減少額		6,446,045		2,851,630
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		6,446,045		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		2,851,630
剰余金減少額又は欠損金増加額		157,668		3,137,513
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		3,137,513
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		157,668		-
分配金		30,539,725		28,331,682
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		7,136,199		98,171,261

（ 3 ）【注記表】

（ 重要な会計方針に係る事項に関する注記 ）

区分	第4期特定期間 自 平成26年 9月17日 至 平成27年 3月13日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資証券の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 当ファンドの外貨建取引等の処理基準については、投資信託財産計算規則第60条及び第61条によっております。 計算期間に関する事項 前特定期間終了日に該当する日が休業日のため、当特定期間は平成26年 9月17日から平成27年 3月13日までとなっております。

（ 貸借対照表に関する注記 ）

第3期特定期間末 平成26年 9月16日現在	第4期特定期間末 平成27年 3月13日現在
1. 特定期間末日における受益権の総数 804,196,921口	1. 特定期間末日における受益権の総数 785,143,430口
2. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0089円 (1万口当たり純資産額) (10,089円)	2. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1250円 (1万口当たり純資産額) (11,250円)

（ 損益及び剰余金計算書に関する注記 ）

区分	第3期特定期間 自 平成26年 3月14日 至 平成26年 9月16日	第4期特定期間 自 平成26年 9月17日 至 平成27年 3月13日

<p>分配金の計算過程</p>	<p>第12期(自平成26年3月14日至平成26年4月14日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(5,882,852円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(1,540,881円)及び分配準備積立金(68,314,684円)より分配対象収益は75,738,417円(1万口当たり810.70円)であり、うち5,605,294円(1万口当たり60円)を分配しております。</p> <p>第13期(自平成26年4月15日至平成26年5月13日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(6,154,490円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(1,629,156円)及び分配準備積立金(65,620,924円)より分配対象収益は73,404,570円(1万口当たり819.42円)であり、うち5,374,707円(1万口当たり60円)を分配しております。</p> <p>第14期(自平成26年5月14日至平成26年6月13日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(5,478,356円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(1,629,613円)及び分配準備積立金(60,793,159円)より分配対象収益は67,901,128円(1万口当たり826.08円)であり、うち4,931,679円(1万口当たり60円)を分配しております。</p> <p>第15期(自平成26年6月14日至平成26年7月14日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(4,760,752円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(2,054,523円)及び分配準備積立金(60,954,192円)より分配対象収益は67,769,467円(1万口当たり823.97円)であり、うち4,934,755円(1万口当たり60円)を分配しております。</p> <p>第16期(自平成26年7月15日至平成26年8月13日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(4,864,393円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(2,030,601円)及び分配準備積立金(59,955,513円)より分配対象収益は66,850,507円(1万口当たり823.92円)であり、うち4,868,109円(1万口当たり60円)を分配しております。</p>	<p>第18期(自平成26年9月17日至平成26年10月14日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(5,128,212円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(2,365,511円)及び分配準備積立金(58,851,380円)より分配対象収益は66,345,103円(1万口当たり839.60円)であり、うち4,741,032円(1万口当たり60円)を分配しております。</p> <p>第19期(自平成26年10月15日至平成26年11月13日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(5,513,220円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(6,382,451円)、信託約款に定める収益調整金(2,345,773円)及び分配準備積立金(58,698,798円)より分配対象収益は72,940,242円(1万口当たり931.53円)であり、うち4,697,972円(1万口当たり60円)を分配しております。</p> <p>第20期(自平成26年11月14日至平成26年12月15日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(5,254,608円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(12,968,137円)、信託約款に定める収益調整金(2,330,352円)及び分配準備積立金(65,169,062円)より分配対象収益は85,722,159円(1万口当たり1,106.81円)であり、うち4,646,826円(1万口当たり60円)を分配しております。</p> <p>第21期(自平成26年12月16日至平成27年1月13日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(4,807,611円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(4,828,566円)及び分配準備積立金(78,261,610円)より分配対象収益は87,897,787円(1万口当たり1,107.40円)であり、うち4,762,300円(1万口当たり60円)を分配しております。</p> <p>第22期(自平成27年1月14日至平成27年2月13日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(5,384,078円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(5,557,522円)、信託約款に定める収益調整金(5,200,843円)及び分配準備積立金(78,124,738円)より分配対象収益は94,267,181円(1万口当たり1,185.06円)であり、うち4,772,692円(1万口当たり60円)を分配しております。</p>
-----------------	--	---

第17期（自 平成26年 8月14日 至 平成26年 9月16日）	第23期（自 平成27年 2月14日 至 平成27年 3月13日）
<p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（5,685,617円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（2,016,233円）及び分配準備積立金（59,419,769円）より分配対象収益は67,121,619円（1万口当たり834.62円）であり、うち4,825,181円（1万口当たり60円）を分配しております。</p>	<p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（5,348,940円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（9,844,932円）、信託約款に定める収益調整金（5,367,826円）及び分配準備積立金（82,969,396円）より分配対象収益は103,531,094円（1万口当たり1,318.61円）であり、うち4,710,860円（1万口当たり60円）を分配しております。</p>

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区分	第3期特定期間 自 平成26年 3月14日 至 平成26年 9月16日	第4期特定期間 自 平成26年 9月17日 至 平成27年 3月13日
1.金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>また、当ファンドは、為替変動リスクを回避するため、デリバティブ取引を行っております。</p>	同左
2.金融商品の内容及びリスク	<p>当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが投資している有価証券は、投資証券、親投資信託受益証券であり、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。</p> <p>また、当ファンドが利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。為替予約取引には為替相場の変動によるリスクを有しております。</p>	同左

3.金融商品に係るリスクの管理体制	<p>コンプライアンス・リスク管理部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。</p> <p>また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。</p> <p>市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。</p> <p>信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。</p> <p>流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。</p>	同左
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	同左

金融商品の時価等に関する事項

第3期特定期間末 平成26年 9月16日現在	第4期特定期間末 平成27年 3月13日現在
<p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2.時価の算定方法</p>	<p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2.時価の算定方法</p>

投資証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	同左
親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

（関連当事者との取引に関する注記）

	第3期特定期間 自 平成26年 3月14日 至 平成26年 9月16日	第4期特定期間 自 平成26年 9月17日 至 平成27年 3月13日
	該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

区分	第3期特定期間末 平成26年 9月16日現在	第4期特定期間末 平成27年 3月13日現在
期首元本額	973,993,032円	804,196,921円
期中追加設定元本額	10,011,436円	35,099,409円
期中一部解約元本額	179,807,547円	54,152,900円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第3期特定期間末 平成26年 9月16日現在	第4期特定期間末 平成27年 3月13日現在
	当特定期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当特定期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資証券	8,982,158	1,263,037
親投資信託受益証券	0	792
合計	8,982,158	1,262,245

3 デリバティブ取引等関係

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託受益証券	国内マネー・マザーファンド	7,922,948	8,010,892	
日本円建小計			7,922,948	8,010,892	
米ドル	投資証券	TATA・インディア・デット・ファンド	8,000,381	7,029,934.78	
米ドル建小計			8,000,381	7,029,934.78 (853,715,279)	
合計				861,726,171 (853,715,279)	

(注)親投資信託受益証券及び投資証券における券面総額欄の数値は、口数及び証券数を表示しております。

有価証券明細表注記

- 1.小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
- 2.合計欄の記載は、邦貨金額であります。()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
- 3.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
米ドル	投資証券 1銘柄	96.6%	99.1%

(注1)組入投資証券時価比率は、純資産総額に対する各通貨毎の評価額小計の割合であります。

(注2)有価証券の合計額に対する比率は、邦貨建有価証券評価額及び外貨建有価証券の邦貨換算評価額の合計に対する各通貨毎の評価額小計の割合であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「TATA・インドア・デット・ファンド」投資証券及び「国内マネー・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」は、すべて「TATA・インドア・デット・ファンド」の投資証券であり、「親投資信託受益証券」は、すべて「国内マネー・マザーファンド」の受益証券であります。

各ファンドの状況は次の通りであります。

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

「TATA・インドア・デット・ファンド」の状況

「TATA・インドア・デット・ファンド」は、モーリシャスで設立された米ドル建外国投資法人であります。同ファンドの平成26年9月30日現在の財務書類は、国際財務報告基準に従い作成されておりますが、独立監査人の監査を受けておりません。

同ファンドの「財政状態計算書」、「純損益および包括利益計算書」、「償還可能参加型優先株式の所有者に帰属する純資産変動計算書」、「キャッシュ・フロー計算書」及び「財務書類に対する注記」は、同ファンドの管理事務代行会社である「アペックス ファンド サービスズ (モーリシャス) リミテッド」から入手した財務書類の原文の一部を翻訳・抜粋したものであります。

TATA・インドア・デット・ファンド

(1) 財政状態計算書（無監査）

2014年9月30日現在

	注記	無監査	監査済
		2014年9月30日現在 米ドル	2014年3月31日現在 米ドル
資産			
現金および現金同等物	11	154,553	553,063
純損益を通じて公正価値で測定する保有金融資産			
前払金およびその他の債権	8	75,316	21,748
デリバティブ金融資産	6(b)	3,476	112,468
資産合計		7,137,562	9,194,666
負債			
税金	12	2,774	3,483

デリバティブ金融負債	6(b)	41,465	62,074
未払費用およびその他の債務	9	65,686	505,978
		109,925	571,535
資本			
支配株式	10(a)	100	100
負債（償還可能参加型優先株式の保有者に 帰属する純資産を除く）および支配株式合 計		110,025	571,635
償還可能参加型優先株式の保有者に帰属す る純資産		7,027,537	8,623,031
内訳： 償還可能参加型優先株式の保有者に帰属す る純資産	10(b)	7,027,537	8,623,031

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部です。

(2) 純損益および包括利益計算書（無監査）

2014年4月1日から2014年9月30日までの期間

注記	監査済		
	2014年9月30日 に終了した6カ 月間 米ドル	2013年9月30日 に終了した6カ 月間 米ドル	2013年3月1日 から2014年3月 31日までの期間 米ドル
収益			
受取利息	157,969	118,617	305,346
費用			
監査報酬	5,086	3,547	7,000
専門家報酬	2,507	3,314	6,662
その他の費用	5,091	4,971	8,717
投資顧問報酬	17,496	21,776	41,025
分配金	4	335,957	428,013
銀行手数料	3,557	2,895	4,915
	369,694	464,516	895,908
投資、デリバティブおよび外国為替取引に 係る実現純利益 / (損失)			
純損益を通じて公正価値で測定する金融資 産に係る実現純損失	(21,937)	(209,238)	(40,579)
その他の投資（純損益を通じて公正価値で 測定するデリバティブを含む）に係る実現 純利益 / (損失)	107,913	-	(498,828)
	85,976	(209,238)	(539,407)
純損益を通じて公正価値で測定する金融資 産の再評価に係る未実現純利益 / (損失)			
純損益を通じて公正価値で測定する金融資 産に係る未実現純利益 / (損失)	172,429	(563,628)	(170,153)

その他の投資(純損益を通じて公正価値で測定するデリバティブを含む)に係る未実現純(損失)/利益

(88,383)	(1,098,851)	50,394
84,046	(1,662,479)	(119,759)

償還可能参加型優先株式の保有者に帰属する純資産の営業による変動額(税引前)

(41,703)	(2,217,616)	(1,249,728)
----------	-------------	-------------

税金

12	(3,791)	(2,451)	(7,241)
----	---------	---------	---------

償還可能参加型優先株式の保有者に帰属する純資産の営業による変動額

(45,494)	(2,220,067)	(1,256,969)
----------	-------------	-------------

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部です。

(3) 償還可能参加型優先株式の保有者に帰属する純資産変動計算書(無監査)

2014年4月1日から2014年9月30日までの期間

	合計
	米ドル
2014年4月1日現在	8,623,031
償還可能参加型優先株式の保有者による償還:	
償還可能参加型優先株式の期中償還額	(1,550,000)
償還可能参加型優先株式の保有者に帰属する純資産の減少額	(45,494)
2014年9月30日現在	7,027,537

	合計
	米ドル
2013年3月1日現在	-
償還可能参加型優先株式の保有者による払込/(償還):	
償還可能参加型優先株式の期中払込額	11,100,000
償還可能参加型優先株式の期中償還額	(480,000)
償還可能参加型優先株式の保有者に帰属する純資産の減少額	(2,220,067)
2013年9月30日現在	8,399,933

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部です。

(4) キャッシュ・フロー計算書(無監査)

2014年4月1日から2014年9月30日までの期間

2014年4月1日から	2013年3月1日から
2014年9月30日まで	2013年9月30日まで
注記	の期間
	の期間

	米ドル	米ドル
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前損失	(41,703)	(2,217,616)
調整項目：		
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る未実現純(利益)/損失	(172,429)	563,628
その他の投資(純損益を通じて公正価値で測定するデリバティブを含む)に係る未実現純損失	88,383	1,098,851
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る実現純損失	21,937	14,019
	(103,812)	(541,118)
前払金およびその他の債権の増加額	(53,567)	(36,740)
未払費用およびその他の債務の(減少)/増加額	(440,292)	88,495
金融資産の購入	-	(25,745,509)
金融資産の処分による収入	1,753,662	15,749,155
税金納付額	12 (4,501)	-
営業活動による正味キャッシュ収入/(支出)	1,151,489	(10,485,717)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
償還可能参加型優先株式の発行による収入	-	11,100,000
支配株式の発行による収入	-	100
償還可能参加型優先株式の償還による支出	10(b) (1,550,000)	(480,000)
財務活動による正味キャッシュ収入/(支出)	(1,550,000)	10,620,100
現金および現金同等物の純(減少)/増加額	(398,511)	134,383
現金および現金同等物期首残高	553,063	-
現金および現金同等物期末残高	154,553	134,383

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部です。

(5)財務書類に対する注記(無監査)

2014年4月1日から2014年9月30日までの期間

1 一般的事項

TATA・インドア・デット・ファンド(以下「当社」といいます。)は、2013年3月1日にモーリシャスにおいて非公開有限責任株式会社として設立されました。当社は、主に集団投資スキームとして活動しています。

当社は、2001年モーリシャス会社法および2007年金融サービス法(改訂後)に基づくカテゴリー1のグローバル・ビジネス・ライセンスの保有者として、モーリシャス・ルピー以外の通貨で事業を行うよう義務付けられています。当社は、国際的な環境で営業活動を行い、取引の大半を外貨建てで行っているため、米ドル(USD)を報告通貨として維持することを選択しています。

当社はまた、金融サービス委員会により、2005年証券法に基づくプロ投資家向けファンド(expert fund)として営業活動を行うことを正式に認可されています。

TATA アセット マネジメント (モーリシャス) プライベート リミテッド(以下「投資顧問会社」といいます。)が当社の投資活動を管理し、アペックス ファンド サービスズ (モーリシャス) リミテッド(以下「会社秘書役」といいます。)が当社の管理事務を代行しています。

2 作成の基礎

(a) 準拠に関する記述

2014年4月1日から2014年9月30日までの期間の当社の無監査財務書類は、国際会計基準審議会(以下

「IASB」といいます。)が公表した国際財務報告基準(以下「IFRS」といいます。)に準拠して作成されています。

(b) 測定の基礎

当無監査財務書類は、以下を除いて、取得原価主義で作成されています。

- ・デリバティブ金融商品は公正価値で測定されます。
- ・金融商品は純損益を通じて公正価値で測定されます。

(c) 機能通貨および表示通貨

当無監査財務書類は、当社の機能通貨および表示通貨である米ドルで表示されています。

(d) 見積りおよび判断の使用

IFRSに準拠した当無監査財務書類の作成において、経営者は、会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の報告金額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行わなければなりません。実際の結果がそれらとの見積りと異なる場合があります。

見積りおよび基礎となる仮定は、継続的に見直しを行います。会計上の見積りの変更については、見積りを変更した期間、および見積りの変更が影響を与える将来の期間において認識します。

当無監査財務書類を作成する際に使用された重要な会計上の判断、見積りおよび仮定の詳細については、注記5に記載されています。

(e) 会計方針の変更

その他の包括利益の項目の表示(IAS第1号「財務諸表の表示」の修正)

IAS第1号の修正は、当社では、2014年3月31日に終了した財務報告期間において初度適用されています。当該基準は遡及適用されています。

この修正の内容は、以下のとおりです。

- ・企業は、特定の条件を満たした場合に将来において純損益に振替えられるその他の包括利益項目と、純損益に振替えられることのない項目を、分けて表示することが求められます。
- ・純損益とその他の包括利益を2つの計算書に分けて表示するという現行の選択肢は変更しません。
- ・「包括利益計算書」の名称を「純損益および包括利益計算書」に変更します。ただし、企業は他の名称を使用することも引き続き認められます。

この修正は、どの項目をその他の包括利益に表示するか、またはどの項目の振替えが必要かを取り扱ったものではありません。他のIFRSの規定は、この点について、引き続き適用されます。これらの修正を適用した結果、当無監査財務書類に重要な影響はありませんでした。

開示 - 金融資産と金融負債の相殺(IFRS第7号の修正)

IFRS第7号の修正は、当社では、2014年3月31日に終了した財務報告期間において初度適用されています。当該基準は遡及適用されています。

IFRS第7号の修正には、以下に関する最小限の開示要件が含まれています。

- ・財政状態計算書上で相殺される金融資産および金融負債
- ・強制可能なマスター・ネットリング契約または類似の契約の対象である金融資産および金融負債

これには、財政状態計算書上で相殺された金額および相殺されていない金額を分けて表示した、金融資産と金融負債の総額と純額についての調整表が含まれます。これらの修正を適用した結果、当無監査財務書類への重要な影響はありませんでした。

IFRS第13号「公正価値測定」

IFRS第13号は、個々のIFRSに含まれていた公正価値測定の指針を、単一の公正価値測定の指針に置き換えるものです。この基準は、公正価値を定義し、公正価値測定のフレームワークを確立させ、公正価値測定の開示要件を規定するものです。この基準は、他のIFRSによって要求または許容されている場合の公正価値の測定方法について説明しています。この基準は、公正価値での資産または負債の測定について新しい要件を導入するものではなく、特定の基準に現在存在する公正価値測定の実行可能な例外事項を廃止するものでもありません。

ん。

IFRS第13号では、公正価値とは、測定日に市場参加者間の秩序ある取引において、資産の売却のために受け取る、または負債の移転のために支払うと考えられる価格、すなわち出口価格と定義されています。この基準を適用した結果、注記7に追加開示を行っています。

3 重要な会計方針の要約

当無監査財務書類の表示期間全体を通じて首尾一貫して適用されている会計方針は、下記のとおりです。

(a) 外貨換算

外貨建取引は、取引日現在の為替レートで米ドルに換算されます。報告日現在の外貨建の貨幣性資産・負債については、同日現在の為替レートで米ドルに再換算されます。

公正価値で測定する外貨建の非貨幣性資産・負債については、公正価値の算定日現在の為替レートで米ドルに再換算されます。

再換算による為替差額は、純損益に為替純損失として認識されます。ただし、純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に関して発生した為替差額は、純損益を通じて公正価値で測定する金融商品による純利益の構成要素として認識されます。

(b) 金融商品

() 分類

当社は、IAS第39号に従い、金融資産および金融負債を次のカテゴリーに分類しています。

貸付金および債権

貸付金および債権は、活発な市場での相場価格がなく、支払額が固定または決定可能な非デリバティブ金融資産です。当社では、現金および現金同等物、ならびに債権がこのカテゴリーに含まれます。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

当社は、金融資産および金融負債を以下のカテゴリーに分類しています。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産：

- ・ 売買目的保有：デリバティブ金融商品
- ・ 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定したもの：債券

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債：

- ・ 売買目的保有：空売り有価証券およびデリバティブ金融商品

金融商品は、次の場合に売買目的保有に分類されます。

- ・ 主として短期間に売却または買戻しを行う目的で取得または発生した場合
- ・ 当初認識時に、まとめて管理され、かつ、短期的な利益獲得の最近のパターンの証拠があるポートフォリオの一部である場合
- ・ デリバティブである場合（指定された有効なヘッジ手段であるものを除く）

当社は、文書化された投資戦略に従い、公正価値で有価証券を管理しているため、すべての債券投資について、当初認識時に、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定しています。これらの有価証券の内部報告およびパフォーマンス測定は、公正価値で行われます。

その他の金融負債

このカテゴリーには、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に分類されたものを除く、すべての金融負債が含まれます。当社では、その他の債務がこのカテゴリーに含まれます。償還可能参加型株式に関する当社の会計方針は、注記3(d)に記載されています。

() 認識

当社は、金融商品の契約条項に対する当事者となった時にのみ、金融資産または金融負債を認識します。

市場の規則または慣習によって一般的に確立された期間内に資産の引渡しが要求される金融資産の購入または売却は、取引日、すなわち当社が当該資産の購入または売却を約定した日に認識されます。

() 認識の中止

金融資産（あるいは該当する場合には、金融資産の一部または類似する金融資産のグループの一部）は、以下の場合に認識が中止されます。

- ・当該資産からのキャッシュ・フローを受け取る権利が消滅した場合
- ・当社が、「パススルー」契約に基づき、第三者に対して重大な遅延なく完全に、当該資産からのキャッシュ・フローを受け取る権利を移転した、または受け取ったキャッシュ・フローを支払う債務を引受けた場合
- ・(a) 当社が当該資産のリスクおよび経済価値を実質的にすべて移転した場合、または、(b) 当社が当該資産のリスクおよび経済価値の実質的にすべてを移転も保持もしていないが、当該資産の支配を移転した場合のいずれか

当社が資産からのキャッシュ・フローを受け取る権利を移転またはパススルー契約を締結した場合、および当該資産のリスクおよび経済価値の実質的にすべてを移転も保持もしておらず、当該資産の支配の移転もしていない場合、当該資産は、当社が当該資産に継続的に関与する範囲で認識されます。

当社は、金融負債に基づく債務を返済した場合、あるいは当該債務が取消しまたは満期となった場合に、当該金融負債の認識を中止します。

() 当初測定

貸付金および債権ならびに金融負債（純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に分類されているものを除きます）は、公正価値に、取得または発行に直接起因する追加コストを加算した金額で当初測定されます。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債は、公正価値で当初認識され、取引コストは純損益に認識されます。純損益を通じて公正価値で測定しない金融資産および金融負債は、公正価値に、取得または発行に直接起因する取引コストを加算した金額で当初測定されます。

() その後の測定

貸付金および債権は、実効金利法を用いた償却原価から減損引当金を控除した金額で計上されます。貸付金および債権の認識を中止または減損した時点で、あるいは償却プロセスによって、損益が純損益および包括利益計算書に認識されます。

金融負債（純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に分類されているものを除きます）は、実効金利法を用いて償却原価で測定されます。当該負債の認識を中止した時点で、または償却プロセスによって、損益が純損益および包括利益計算書に認識されます。実効金利法とは、金融資産または金融負債の償却原価を計算し、該当する期間にわたり受取利息または支払利息を配分する方法です。実効金利とは、金融商品の予想期間、または適切な場合には、より短期間を通じて、当該金融資産または負債の正味帳簿価額まで、見積将来キャッシュ支払額または受領額を正確に割り引くレートのことです。実効金利を計算する際に、当社は金融商品のあらゆる契約条項を検討してキャッシュ・フローを見積もりますが、将来の信用損失は考慮していません。この計算には、実効金利、取引費用およびその他すべてのプレミアムおよびまたはディスカウントの不可欠の一部である、契約当事者間で支払ったまたは受取ったすべての手数料が含まれます。

当初認識後、純損益を通じて公正価値で測定する保有金融資産（デリバティブを含む）の公正価値の変動は、純損益に認識されます。

IFRS第13号においては、公正価値とは、測定日に市場参加者間の秩序ある取引において、資産の売却のために受け取る、または負債の移転のために支払うと考えられる価格、すなわち出口価格と定義されています。

(c) 税金

税金費用は、当期税金および繰延税金から成ります。当期税金および繰延税金は、資本またはその他の包括利益に直接認識される項目に関連する部分を除き、包括利益計算書に認識されます。当期税金は、報告日現在制定されているかまたは実質的に制定されている税率を用いた、当年度の課税所得または欠損金に対して納付または受取が予想される税金、ならびに過年度に関する未払税金の修正および外国税金です（存在する場合）。

繰延税金は、資産および負債に係る財務報告目的上の帳簿価額と税務目的上用いられる金額との一時差異に関して認識されます。企業結合ではなく、かつ、会計上の利益または損失にも課税所得または欠損金にも影響しない取引における資産または負債の当初認識による一時差異、ならびに子会社および共同支配企業に対する投資に関連する一時差異のうち、予測可能な将来において解消しない可能性が高い部分に関して、繰延税金は認識されません。繰延税金は、報告日までに制定されているかまたは実質的に制定されている法律に基づき、一時差異が解消する時に適用が予想される税率で測定されます。

繰延税金資産と繰延税金負債は、当期税金負債と当期税金資産を相殺する法律上強制可能な権利が存在し、かつ、それらが同一の税務当局によって同じ納税主体に課された法人所得税に関するものであるか、あるいは別々の納税主体に課されたが、当期税金負債と当期税金資産を純額で決済するかまたは同時に決済を実行することを意図している場合に相殺されます。

繰延税金資産は、未使用の繰越欠損金、税額控除、および将来減算一時差異について、その使用対象となる将来の課税所得が稼得される可能性が高い範囲内で認識されます。繰延税金資産は各報告日現在で再検討され、関連する税金の便益が実現する可能性がありそうにない部分について減額されます。

(d) 支配株式および償還可能株式

支配株式

支配株式は、当社の規約に基づき当社の純利益または配当の分配を受ける償還不能な株式であり、資本に分類されます。

償還可能参加型優先株式

参加型優先株式は、株主または当社の選択により償還可能であり、金融負債に分類されます。この株式は償還金額の現在価値で測定されます。

(e) 負債および引当金

過去の事象の結果として、信頼性のある見積りが可能で、債務を決済するために経済的便益の流出が必要となる可能性が高い現在の法的または推定的債務を当社が負っている場合、引当金が認識されます。引当金は、予想将来キャッシュ・フローを、当該負債に固有の貨幣の時間的価値およびリスクに関する現在の市場の評価を反映する税引前割引率で割り引いて算定されます。

既知の負債についてはすべて、当財務書類の作成に際して会計処理が行われています。期末後に発生した事象の重要性が検討され、必要に応じて、財務書類上で適切な調整および引当が行われています。

(f) 新規の基準、解釈指針および公表済基準の修正

当無監査財務書類の公表日までに、IASBは多くの修正、新規の基準および解釈指針を公表していますが、これらは2014年9月30日に終了した6ヵ月間にまだ発効しておらず、当無監査財務書類に採用されていません。

当社は、これらの修正、新規の基準および解釈指針を初度適用する会計期間においてどのような影響が予想されるかを評価中です。現在までのところ、これらの採用が当社の経営成績および財政状態に重要な影響を及ぼす可能性は低いと判断しています。

これらの基準は、該当する場合には、発効年度に適用されます。

基準/解釈指針		発効日
IAS第32号の修正	「金融資産と金融負債の相殺」	2014年1月1日以降に開始する年度*
IFRS第10号、IFRS第12号およびIAS第27号の修正	「投資企業」	2014年1月1日以降に開始する年度*
IFRS第9号	「金融商品」	未定（暫定的に2018年1月1日以降に開始する年度）

*すべての基準および解釈指針は、発効日付で適用予定です（当社に該当しない基準および解釈指針を除きます）。

金融資産と金融負債の相殺（IAS第32号の修正）

IAS第32号の修正は、当社では、2015年3月31日に終了する財務報告年度において初度適用されます。当該基準は遡及適用される予定です。

IAS第32号の修正は、以下の点を明確にするものです。

- ・企業は、以下が該当する場合、法律上強制可能な相殺の権利を現在有しています。
 - 当該権利は将来の事象に影響されません。
 - 通常の事業活動において、また、当該企業およびあらゆる取引相手先の債務不履行、返済不能または破産の場合のいずれにおいても当該権利は強制可能です。
- ・総額決済の仕組みが以下の特徴に備えている場合にのみ、総額決済は純額決済と同等になります。
 - 信用リスクおよび流動性リスクが解消するか、またはその重要性がなくなります。
 - 債権および債務の処理を単一の決済プロセスまたはサイクルで行います。

適用による当無監査財務書類への重要な影響はないと予想されています。

投資企業（IFRS第10号、IFRS第12号およびIAS第27号の修正）

この基準は、当社では、2015年3月31日に終了する財務報告年度において初度適用される予定です。

適格投資企業は、被支配企業に対する投資（ならびに関係会社および共同支配企業に対する投資）を純損益を通じた公正価値（以下「FVTPL」といいます。）で会計処理することが求められます。唯一の例外は、投資企業の投資活動の延長とみなされる子会社です。連結からの除外は義務付けられています（選択可能ではありません）。

投資企業の親会社（すなわち、親会社自体は投資企業ではありません）は、引き続き全子会社を連結することが求められます。

新しい開示には、投資企業の連結対象外の子会社から生じるリスクに対するエクスポージャーに関する定量データが含まれます（すなわち、この開示は、連結される被投資対象会社の基礎となる金融資産および金融負債ではなく、一つの投資としての被投資対象会社に適用されます）。

上記の変更の適用による財務書類への影響はないと予想されています。

IFRS第9号：金融商品

IFRS第9号（2009年）は、金融資産の当初測定および分類について取り扱っており、IAS第39号の該当するセクションを置き換えるものです。IFRS第9号において、金融資産の分類に関して2つの選択肢があります。すなわち、償却原価で測定する金融資産または公正価値で測定する金融資産です。契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有するビジネスモデルの場合、および元本・元本残高に係る利息の支払いのみのキャッシュ・フローをもたらす場合、金融資産は償却原価で測定されます。その他の金融資産はすべて公正価値で測定されます。この基準は、IAS第39号の満期保有目的、売却可能、ならびに貸付金および債権という既存の分類を廃止するものです。この基準では、当該基準の範囲内の金融資産である主契約に組み込まれているデリバティブは、分離しないことが求められています。代わりに、ハイブリッド金融商品は、償却原価で測定すべきか、公正価値で測定すべきかについて全体として評価されます。IFRS第9号（2010年）においては、金融負債の分類および測定要件は、以下の2点を除き、IAS第39号と同じです。

- ・純損益を通じて公正価値で測定すると指定されている金融負債（金融保証およびローン・コミットメントを除きます）の公正価値の変動のうち、当該負債の信用リスクの変動に起因するものは、その他の包括利益（OCI）に表示されることとなります。それ以外の変動は、純損益に認識されます。しかし、この要件によって純損益において会計上のミスマッチが生じたり、拡大したりする場合には、公正価値の変動全体が純損益に表示されます。かかる表示が会計上のミスマッチを生じさせたり、拡大させたりするかについての判断は、当初認識時に行われ、その後には再評価が行われることはありません。
- ・IFRS第9号において、信頼性のある公正価値測定を行うことができない相場価格のない持分商品にリンクし、当該商品の引渡しによって決済を行うことが義務付けられているデリバティブ負債は、公正価値で測定されます。

当社における無監査財務書類への影響はまだ見積りが行われていません。

4 分配金

2013年5月31日付の契約により、また、2001年モーリシャス会社法（以下「法」といいます。）第272条に

従い、全株主は、法第63条の条件にかかわらず、取締役会が適切と考えるタイミングおよび金額で、当社がその株主に月次の分配を行うことを可能にすることに同意しました。疑義を避けるために、会計期間の期首において、累積損失を補てんした後に利益剰余金から支払ったのでない限り、当社は分配を承認することができないことが記載してあり、法第63条の条件は適用されないことが明確になっています。この契約は、今後通知のあるまで引き続き有効であり、新規の株主は全員、この契約の条件に従う契約を締結することが義務付けられています。2014年9月30日に終了した6ヵ月間の分配金合計額は、335,957米ドル(2013年9月30日に終了した6ヵ月間:428,013米ドル)でした。

5 重要な会計上の判断、見積りおよび仮定

当社の会計方針の適用に際しての重要な会計上の判断

注記3に記載の当社の会計方針の適用プロセスにおいて、取締役は、当無監査財務書類に認識された金額に最も重要な影響を及ぼす、以下の判断を行いました。

機能通貨の決定

当社の機能通貨の決定は、そこから生じる取引および為替差額の計上が選択した機能通貨に依拠しているため、重要です。注記1に記載のとおり、取締役は、記載されている要因を検討し、当社の機能通貨は米ドルであると判断しました。

継続企業

当無監査財務書類は、当社が引き続き事業活動を行い、通常の事業活動において、計上額で資産を現金化し、負債を消滅させることが予想されるという継続企業の前提に基づき作成されています。

公正価値の算定

公正価値の算定および金融商品の評価に関する詳細は、注記7に記載されています。

6 純損益を通じて公正価値で測定する保有金融資産

(a) 債務商品

	無監査	監査済
	2014年9月30日現在	2014年3月31日現在
	米ドル	米ドル
期首現在	8,507,387	-
当期中の増加	-	15,540,379
当期中の処分	(1,753,662)	(6,822,260)
金融資産に係る未実現利益/(損失)	172,429	(170,153)
金融資産に係る実現損失	(21,937)	(40,579)
期末現在	6,904,217	8,507,387

1,875,017米ドル(2014年3月:2,361,737米ドル)相当の有価証券が取引相手方の銀行に担保として差し入れられています。

(b) デリバティブ

2014年9月30日現在、当社は、以下の3件のノンデリバブル・フォワード契約を締結していました。

契約日	決済日	金額 インド・ルピー 買	金額 米ドル 売	利益 米ドル
2013年4月7日	2014年10月10日	37,356,000	600,000	3,476
				3,476
				ノンデリバブル・フォワード契約に係る未実現利益

契約日	決済日	金額	金額	損失
		インド・ルピー 買	米ドル 売	米ドル
2014年7月1日	2015年1月5日	105,349,000	1,700,000	(22,380)
2014年9月30日	2015年4月7日	302,021,625	4,750,000	(19,085)
ノンデリバラブル・フォワード契約に係る未実現損失				(41,465)

2014年3月31日現在、当社は、以下の6件のノンデリバラブル・フォワード契約を締結していました。

契約日	決済日	金額	金額	利益
		インド・ルピー 買	米ドル 売	米ドル
2013年7月1日	2014年7月3日	125,258,000	2,000,000	57,119
2013年10月25日	2014年4月29日	32,217,500	500,000	35,210
2014年3月28日	2014年10月7日	311,349,000	5,000,000	20,139
ノンデリバラブル・フォワード契約に係る未実現利益				112,468

契約日	決済日	金額	金額	損失
		インド・ルピー 買/(売)	米ドル 売/(買)	米ドル
2013年4月8日	2014年4月10日	34,932,000	6,000,000	(17,120)
2013年4月30日	2014年5月5日	25,843,500	2,000,000	(21,276)
2014年2月12日	2014年4月29日	(31,560,000)	(500,000)	(23,678)
ノンデリバラブル・フォワード契約に係る未実現損失				(62,074)

7 公正価値ヒエラルキー

公正価値測定が全体として区分される公正価値ヒエラルキーのレベルは、その公正価値測定全体にとって重要なインプットのうち最も低いレベルのものに基づいて決定されます。この目的上、インプットの重要性については、その公正価値測定全体に対して評価されます。公正価値測定が、観察不能なインプットに基づく重要な修正を要する観察可能なインプットを使用している場合には、その測定はレベル3の測定となります。公正価値測定全体にとっての特定のインプットの重要性を評価するには、当該資産または負債に固有の要素を考慮して判断しなければなりません。何が「観察可能」であるかの決定には、当社による重要な判断が必要となります。当社は、容易に入手可能で、定期的に配布または更新され、信頼性があり、検証可能な、独占的なものでない市場データ、および、関連する市場に積極的に関わっている独立した情報源によって供給される市場データを、観察可能なデータとみなしています。当社は、評価技法による金融資産の公正価値の算定および開示に関して、次のヒエラルキーを用いています。

レベル1：同一の金融商品に関する活発な市場における相場価格

レベル2：計上した公正価値に重要な影響を及ぼすあらゆるインプットが直接または間接的に観察可能な、上記以外の評価技法

レベル3：計上した公正価値に重要な影響を及ぼし、観察可能な市場データに基づかないインプットを用いる技法

公正価値で測定する金融資産および金融負債

下表は、純損益を通じて公正価値で測定する当社の金融資産および金融負債を公正価値ヒエラルキーにおいて分析したものです。

無監査	監査済
2014年9月30日現在	2014年3月31日現在
米ドル	米ドル
レベル1	レベル1

投資	6,904,217	8,507,387
デリバティブ金融資産	3,476	112,468
デリバティブ金融負債	(41,465)	(62,074)
	6,866,228	8,557,781

公正価値で測定しない金融資産および金融負債

純損益を通じて公正価値で測定しない金融商品は、その帳簿価額が公正価値に近似している短期金融資産および金融負債です。下表は、公正価値で測定しない金融商品の公正価値を記載しており、それぞれの公正価値測定が分類される公正価値ヒエラルキーのレベル別に分析しています。

期間	レベル1(米ドル)		レベル2(米ドル)		レベル3(米ドル)	
	9月	3月	9月	3月	9月	3月
	2014年	2014年	2014年	2014年	2014年	2014年
現金および現金同等物	-	-	154,553	553,063	-	-
その他の債権	-	-	65,174	10,938	-	-
その他の債務	-	-	65,686	505,978	-	-
未払税金	-	-	2,774	3,483	-	-
償還可能参加型優先株式の保有者に帰属する純資産	-	-	7,027,537	8,623,031	-	-

前払金10,142米ドル(2014年3月:10,810米ドル)は、上記の数字に含まれていません。

8 前払金およびその他の債権

	無監査	監査済
	2014年9月30日現在	2014年3月31日現在
	米ドル	米ドル
その他の債権	65,174	10,938
前払金	10,142	10,810
	75,316	21,748

9 未払費用およびその他の債務

	無監査	監査済
	2014年9月30日現在	2014年3月31日現在
	米ドル	米ドル
未払ノンデリバラブル・フォワード契約	-	227,601
未払投資顧問報酬(注記14)	2,983	3,310
未払費用およびその他の債務	11,543	12,000
未払償還金および未払分配金	51,160	263,067
	65,686	505,978

10 支配株式および償還可能参加型優先株式の保有者に帰属する純資産

(a) 支配株式の保有者に帰属する純資産

	2014年9月30日現在		2014年3月31日現在	
	株式数	米ドル	株式数	米ドル
1株当たり1米ドルの支配株式100株	100	100	100	100

支配株式に付されている権利は、次のとおりです。

支配株式は、額面でのみ発行されるものとし、償還することはできません。

支配株式 1 株につき、その保有者に次の権利が付与されるものとします。

- () 当社の株主総会における議決権 1 票
- () 規約で定められている、当社の清算における権利

(b) 償還可能参加型優先株式の保有者に帰属する純資産

	無監査	監査済
	2014年 9月30日現在	2014年 3月31日現在
	米ドル	米ドル
期首残高	8,623,031	-
期中の払込	-	11,100,000
期中の償還	(1,550,000)	(1,220,000)
純資産の減少額	(45,494)	(1,256,969)
	7,027,537	8,623,031

償還可能参加型優先株式は、当社の規約に従い、保有者の選択により償還可能です。

償還可能参加型優先株式に付されている権利は、次のとおりです。

償還可能参加型優先株式 1 株につき、その保有者に付与される権利は次のとおりです。

- () 償還可能参加型優先株式は、クラスの権利が変更される場合を除いて議決権を有さず、その保有者はいかなる総会の通知を受け取る権利もありません。
- () 償還可能参加型優先株式は、規約で定められている、配当および分配を受け取る権利を有します。
- () 償還可能参加型優先株式は、その保有者または当社の選択により、償還可能です。

清算

当社の清算時に、当社の資産は、法律に従い債権者の請求額の弁済および清算費用に充当されます。

次いで、株主間の分配の対象となる資産が、下記の優先順位にて充当されます。

- () 最初に、各クラスの償還可能参加型優先株式の保有者に対し、当該クラスで指定されている通貨（または清算人が選択した他の通貨）で、当該保有者がそれぞれ保有している当該クラスの償還可能参加型優先株式の額面と可能な限りほぼ同額を支払います。
- () 2 番目に、支配株式の保有者に対し、償還可能参加型優先株式の保有数に比例する払込済額面を上限とする金額を支払います。
- () 3 番目に、株式の保有者に対し、その時点での残額を支払います。当該支払は、償還可能参加型優先株式の保有数に比例して行われます。

11 現金および現金同等物

現金および現金同等物の内訳は、銀行預金154,553米ドル（2014年 3月：553,063米ドル）です。

12 税金

当社は、2007年金融サービス法においては「カテゴリー 1 のグローバル・ビジネス・ライセンス会社」です。税務上の調整を行った当社の利益は、モーリシャスにおいて法人所得税が税率15%で課されます。ただし、納付した外国税額と、国外源泉所得に対するモーリシャスの税金の80%のうち、いずれか高い方と同額の税額控除を受ける権利を有しているため、最高実効税率は3%に軽減されます。

有価証券の売却により生じた利益に対し、モーリシャスではキャピタル・ゲインが非課税となり、当社が株主に支払った配当金および償還代金については、モーリシャスにおける源泉徴収が免除されます。

	無監査 2014年4月1日から2014年9月30 日までの期間 米ドル	監査済 2013年3月1日から2014年3月31 日までの期間 米ドル
法人所得税費用	3,791	7,241
実効税額の調整		
税引前損失	(41,703)	(1,249,728)
法人所得税(15%)	(6,255)	(187,459)
否認された損失	16,548	106,434
否認された費用	50,713	124,791
非課税法人所得	(42,051)	(7,559)
	18,955	36,207
外国税額控除	(15,164)	(28,966)
法人所得税額	3,791	7,241
未払法人所得税期首残高	3,483	-
法人所得税納付額	(4,501)	(3,758)
未払法人所得税	2,774	3,483

13 金融リスク管理

当社のリスク管理の目的は、株主価値の創造および保護です。リスクは当社の活動に固有のものですが、継続的な識別、測定およびモニタリングのプロセスを通じて管理を行い、リスク限度額その他のコントロールの影響下にあります。リスク管理プロセスは、当社の継続的な収益性にとって極めて重要です。当社は、保有金融商品から生じる市場リスク（為替リスク、金利リスクおよび価格リスクを含みます）、信用リスクおよび流動性リスクにさらされています。

公正価値

純損益を通じて公正価値で測定する保有金融資産、その他の債権、現金および現金同等物、ならびに未払費用およびその他の債務の帳簿価額は、財政状態計算書上に開示される公正価値に近似しています。

(a) 市場リスク

市場リスクとは金融商品の公正価値または将来キャッシュ・フローが市場価格の変化により変動するリスクであり、金利リスク、外国為替リスクおよび有価証券価格リスクが含まれます。当社の金融資産は、当該金融商品の将来の価格に関する不確実性から生じる市場リスクの影響を受けやすいです。いかなる有価証券投資によっても自己資本の損失リスクが生じるため、経営者は、有価証券およびその他の金融商品を慎重に選択することによって、このリスクを軽減しています。

当社の投資活動は、当社が投資する金融商品および市場に関連したさまざまな種類のリスクにさらされています。下記は、当社に影響を及ぼす主なリスクの要約です。

為替リスク

当社は、米ドル建有価証券に投資しています。その結果、当社は、当社の米ドル建資産の報告価額に重要な影響を及ぼすような方法で米ドルの為替レートが変動する可能性があるというリスクにさらされています。

当社の金融資産・負債の通貨構成の要約は、次のとおりです。

2014年9月30日現在	金融資産	金融負債
	米ドル	米ドル
米ドル	7,123,944	7,095,997
インド・ルピー	3,476	41,465
	7,127,420	7,137,462

2014年3月31日現在

	金融資産	金融負債
	米ドル	米ドル
米ドル	9,071,388	9,132,492
インド・ルピー	112,468	62,074
	9,183,856	9,194,566

感応度分析

2014年9月30日現在、インド・ルピー/米ドルのレートが+ / (-) 10%変動したと仮定した場合、その影響により税引前利益は3,799 / (3,799) 米ドル増加 / (減少) していたと想定されます。

有価証券価格リスク

有価証券価格リスクとは、有価証券の公正価値が、有価証券価格指数の水準および個々の有価証券の価値の変動の結果、減少するリスクです。次に詳述するのは、有価証券価格が100ベース・ポイント上下動した場合の当社の感応度です。この100ベース・ポイントとは主要な経営幹部が内部的に利用している感応度であり、有価証券価格の合理的に起こり得る変動について経営者が評価したものです。有価証券価格が100ベース・ポイント上昇したと仮定した場合、2014年9月30日に終了した6ヵ月間の償還可能参加型株式の保有者に帰属する純資産および税引前利益は、69,042米ドル（2014年3月31日に終了した期間：85,074米ドル）増加していたと想定されます。

(b) 流動性リスク

流動性リスクとは、当社が、現金または別の金融資産の引渡しによって決済する金融負債に関連した債務の履行にあたり、困難に直面するリスクと定義されます。流動性リスクに対するエクスポージャーは、当社が予想よりも早く負債の支払または株式の償還を要求される可能性によって生じます。当社は、定期的に償還可能株式の現金償還を行っています。株式は、株主の選択により、当社の規約に従い算出された償還時の当社の1株当たり純資産額に基づき、償還が可能です。

当社は、請求時における株式の買戻債務、および全体的な流動性リスクについて、次によって管理を行っています。

- 償還が指定されている取引日に行われるよう要求します。
- 個々の異なる最低償還金額を規定します。

当社は主として、市場性のある現物商品およびその他の金融商品（通常の市況下では容易に換金可能なもの、およびヘッジに利用する為替予約）に対して投資を行います。さらに、当社では、通常の営業上の要求および予想される償還請求に応えられるよう、十分な現金および現金同等物を維持する方針です。

流動性リスクに対するエクスポージャー

	契約上の満期	無監査	監査済
		2014年9月30日現在 米ドル	2014年3月31日現在 米ドル
未払費用およびその他の債務	1 - 3ヶ月	65,686	505,978
為替予約	1 - 3ヶ月	-	62,074
為替予約	4 - 6ヶ月	22,370	-
為替予約	7 - 9ヶ月	19,095	-
償還可能参加型優先株式	要求払い	7,027,537	8,623,031
合計		7,134,688	9,191,083

(c) 信用リスク

信用リスクとは、金融商品の取引相手方が債務を履行しない結果、当社に財務的損失が発生するリスクです。

当社は、取引相手方または発行体が契約上の債務を履行できないか、または履行しようとしなかった結果発生する信用関連の損失に係るリスクにさらされています。この信用エクスポージャーは、融資関係、デリバティブその他の取引に内在します。

当社では、信頼できる取引相手方との間で金融商品取引を行う方針です。

投資顧問会社は、信用格付け、財務書類およびプレス・リリースを定期的に検討して、当社の取引相手方(例えば、ブローカー、保管機関、銀行等)の信用度を注意深くモニタリングしています。

有価証券貸付において、当社は担保として現金または有価証券を受け入れています。金融担保については、個々の金融商品の品質、流動性およびボラティリティを反映して、市場価値に対する割引(haircuts)が行われることが多いです。当社では、投資顧問会社が取引相手方の信用度および保有担保の公正価値を注意深くモニタリングし、不利な変化が生じた場合には、契約の終了または追加担保の入手に努める方針です。

	無監査	監査済
	2014年9月30日現在 米ドル	2014年3月31日現在 米ドル
取引相手方		
現金および現金同等物	154,553	553,063
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	6,904,217	8,507,387
デリバティブ金融資産	3,476	112,468
その他の債権	65,174	10,938
	7,127,420	9,183,856

前払金10,142米ドル(2014年3月:10,810米ドル)は、上記の数字に含まれていません。

1,875,017米ドル(2014年3月:2,361,737米ドル)相当の有価証券が取引相手方の銀行に担保として差し入れられています。

14 関連当事者の開示

下記は、当報告期間中に発生している関連当事者との取引です。その詳細は次のとおりです。

関連当事者の名称	関係	取引の種類	取引高	無監査 2014年 9月30日現在 米ドル
TATA アセット マネジメント (モーリシャス) プライベート リ ミテッド	投資顧問会社	投資顧問報酬	17,496	2,983
関連当事者の名称	関係	取引の種類	取引高	監査済 2014年 3月31日現在 米ドル
TATA アセット マネジメント (モーリシャス) プライベート リ ミテッド	投資顧問会社	投資顧問報酬	41,025	3,310

15 重要な契約

投資顧問会社

TATA アセット マネジメント (モーリシャス) プライベート リミテッドが、2013年3月13日付で、TATA・インド・デット・ファンドに投資に関する助言を行う投資顧問会社に任命されています。

秘書役兼管理事務代行会社

アベックス ファンド サーピシーズ (モーリシャス) リミテッドが、当社に対し種々の秘書業務および管理事務の代行サービスを提供するよう任命されました。同社は、当社との間で締結した2013年3月13日付の契約に従い実施した業務および定められた料率に基づき、報酬を受け取ります。

保管受託銀行

スタンダード チャータード バンク（シンガポール）が、シンガポールにおける当社の証券保管機関です。同社は、2013年3月22日に当社との間で締結した契約に基づき、報酬を受け取ります。

16 自己資本管理

自己資本管理において、当社の目的は、投資元本の中長期的な評価増により、優れたリスク調整後リターンを達成し、投資者に十分なリターンを提供することにあります。当社は、投資機会を評価し、当社の取締役会に対し検討への適切な助言を行うよう、投資顧問会社を任命しています。取締役会は、当社の投資方針に従い、投資および売却をすべて決定します。当社は、経済状況の変化を考慮して、自己資本構成の管理および調整を行っています。自己資本構成の維持または調整のため、株主に対する資本の返還の調整または新株の発行を行う場合があります。株式を発行および償還することができるため、当社の自己資本は、当社の株式の償還および引受の需要によって変動する可能性があります。当社の自己資本管理の目的は、次のとおりであります。

- 規約に示されている種類、リスク・エクスポージャーおよび予想リターンに適う投資商品に対して、自己資本を投資します。
- 事業の関心事または取組み、ならびに一般的に資産についての状態、見込み、価値、特質および状況の調査および検討を専門家に委託するとともに、当社の株主間において、当社の資産の現物、もしくは当社の資産の売却または処分代金を分配します。

17 1株当たり純資産額

報告期間末日現在、当社は、償還可能参加型優先株式を1クラス発行しており、財政状態計算書に開示されている純資産額は7,027,537米ドル（2014年3月：8,623,031米ドル）です。

18 報告日後の事象

報告期間後に、当無監査財務書類に記載されている数値の修正または当財務書類に対する注記の追加を要する後発事象はありません。

19 比較数値

財政状態計算書については、関連する当無監査財務書類に対する注記とあわせて、2013年3月1日（設立日）から2014年3月31日までの期間の当社の監査済の結果と比較されました。従って、無監査の純損益および包括利益計算書、無監査の償還可能参加型優先株式の保有者に帰属する純資産変動計算書、無監査のキャッシュ・フロー計算書および無監査の関連する注記に対する比較可能な数値は、比較することができません。

国内マネー・マザーファンド

貸借対照表

	（単位：円）	
	平成26年 9月16日現在	平成27年 3月13日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	41,069,385	21,078,969
国債証券	129,988,357	149,999,698
未収利息	45	30
流動資産合計	171,057,787	171,078,697
資産合計	171,057,787	171,078,697
負債の部		
流動負債		
流動負債合計	-	-
負債合計	-	-

平成26年 9月16日現在

平成27年 3月13日現在

純資産の部		
元本等		
元本	169,207,791	169,207,791
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	1,849,996	1,870,906
元本等合計	171,057,787	171,078,697
純資産合計	171,057,787	171,078,697
負債純資産合計	171,057,787	171,078,697

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	区分	自 平成26年 9月17日 至 平成27年 3月13日
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配は使用いたしません。）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

平成26年 9月16日現在	平成27年 3月13日現在
1. 計算日における受益権の総数 169,207,791口	1. 計算日における受益権の総数 169,207,791口
2. 計算日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0109円 (1万口当たり純資産額) (10,109円)	2. 計算日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0111円 (1万口当たり純資産額) (10,111円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

	区分	自 平成26年 3月14日 至 平成26年 9月16日	自 平成26年 9月17日 至 平成27年 3月13日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左	
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、国債証券であり、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	同左	

区分	自 平成26年 3月14日 至 平成26年 9月16日	自 平成26年 9月17日 至 平成27年 3月13日
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	<p>コンプライアンス・リスク管理部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。</p> <p>また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。</p> <p>市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。</p> <p>信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。</p> <p>流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。</p>	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

平成26年 9月16日現在	平成27年 3月13日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ</p> <p>ん。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>国債証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>同左</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

	自 平成26年 3月14日 至 平成26年 9月16日	自 平成26年 9月17日 至 平成27年 3月13日
	該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

区分	平成26年 9月16日現在	平成27年 3月13日現在
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	183,058,207円	169,207,791円
期中追加設定元本額	3,957,654円	- 円
期中一部解約元本額	17,808,070円	- 円
同期末における元本の内訳		
中東・北アフリカ株式ファンド	15,855,952円	15,855,952円
アジア・ウェイブ アジア債券ファンド円コース	298,004円	298,004円
アジア・ウェイブ アジア債券ファンド韓国ウォンコース	29,801円	29,801円
アジア・ウェイブ アジア債券ファンド中国元コース	198,669円	198,669円
アジア・ウェイブ アジア債券ファンド豪ドルコース	298,004円	298,004円
アジア・ウェイブ アジア債券ファンド通貨バスケットコース	993,345円	993,345円
アジア・ウェイブ マネープールファンド	983,634円	983,634円
アジア・ウェイブ アジア中小型株成長力ファンド	13,978,327円	13,978,327円
世界高配当株セレクト（目標払出し型）毎月決算・為替ヘッジなしコース	4,951,966円	4,951,966円
世界高配当株セレクト（目標払出し型）毎月決算・為替ヘッジありコース	4,951,966円	4,951,966円
世界高配当株セレクト（目標払出し型）年2回決算・為替ヘッジなしコース	990,394円	990,394円
世界高配当株セレクト（目標払出し型）年2回決算・為替ヘッジありコース	990,394円	990,394円
新光インド・ルピー債券ファンド（毎月決算型）	7,922,948円	7,922,948円
グローバル・アロケーション・オープンAコース（年1回決算・為替ヘッジなし）	26,718,763円	26,718,763円
グローバル・アロケーション・オープンBコース（年4回決算・為替ヘッジなし）	75,202,070円	75,202,070円
グローバル・アロケーション・オープンCコース（年1回決算・限定為替ヘッジ）	4,947,950円	4,947,950円
グローバル・アロケーション・オープンDコース（年4回決算・限定為替ヘッジ）	9,895,604円	9,895,604円
合計	169,207,791円	169,207,791円

2 有価証券関係
 売買目的有価証券

種類	平成26年 9月16日現在	平成27年 3月13日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	42,273	48
合計	42,273	48

(注)「当期間」とは、当該親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間を指しております。

3 デリバティブ取引等関係
 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表
 (1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第502回国庫短期証券	50,000,000	49,999,950	
	第512回国庫短期証券	100,000,000	99,999,748	
合計		150,000,000	149,999,698	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

新光インド・ルピー債券ファンド（毎月決算型）

（平成27年 3月31日現在）

資産総額	882,828,623円
負債総額	3,656,547円
純資産総額（ - ）	879,172,076円
発行済口数	782,844,246口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1230円
（1万口当たり純資産額）	（11,230円）

（参考）国内マネー・マザーファンド

（平成27年 3月31日現在）

資産総額	221,078,630円
負債総額	49,999,350円
純資産総額（ - ）	171,079,280円
発行済口数	169,207,791口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0111円
（1万口当たり純資産額）	（10,111円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

委託者は、このファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

(1) 投資信託受益証券の名義書換等

受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等名簿

該当事項はありません。

(3) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振り替えの申請をするものとしてします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振り替えについて、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

a．資本金の額（平成27年3月末現在）

資本金の額	45億2,430万円
会社が発行する株式総数	3,000,000株
発行済株式総数	1,823,250株
直近5ヵ年における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。	

b．委託会社の機構

(イ) 株主総会において、15名以内の取締役が選任されます。

取締役の選任は、発行済株式総数のうち議決権のある株式数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとし、補欠選任により選出された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

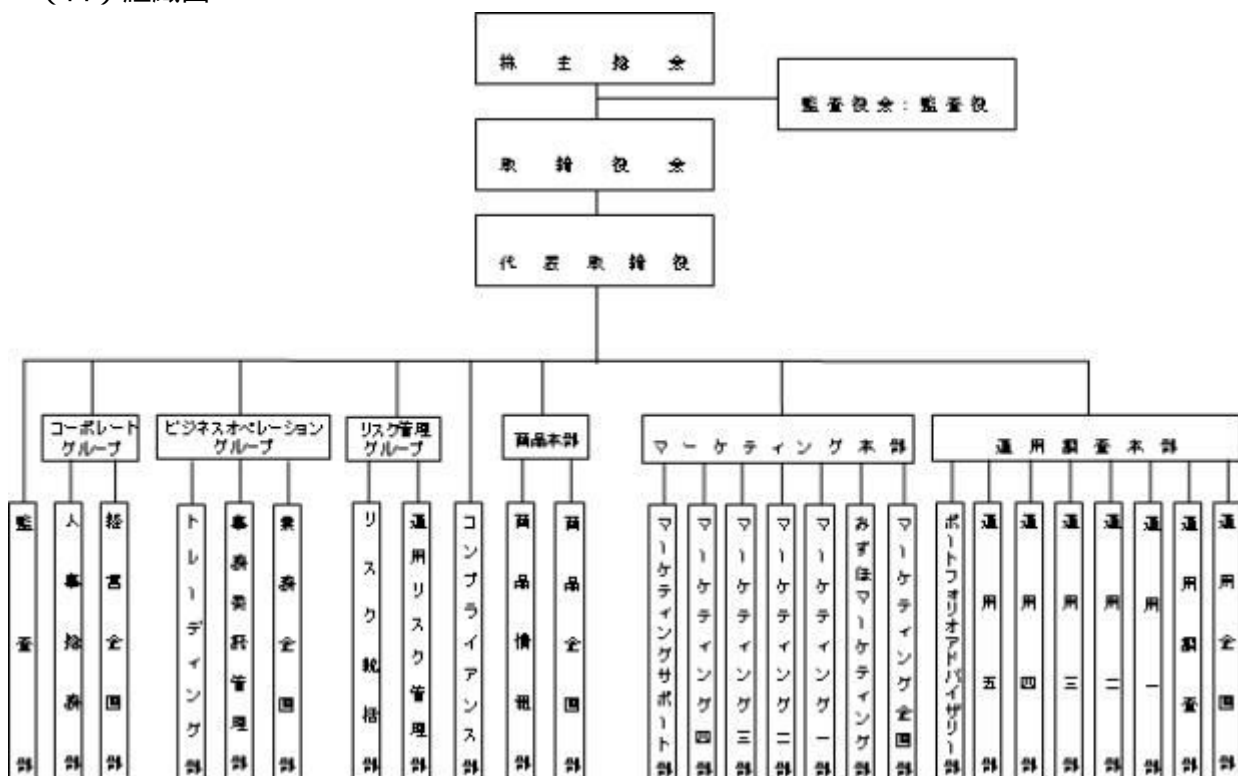
取締役会の決議により、取締役の中から会長1名、社長1名、副社長、専務取締役ならびに常務取締役若干名を定めることができます。

取締役会の決議をもって代表取締役3名以内を決定します。

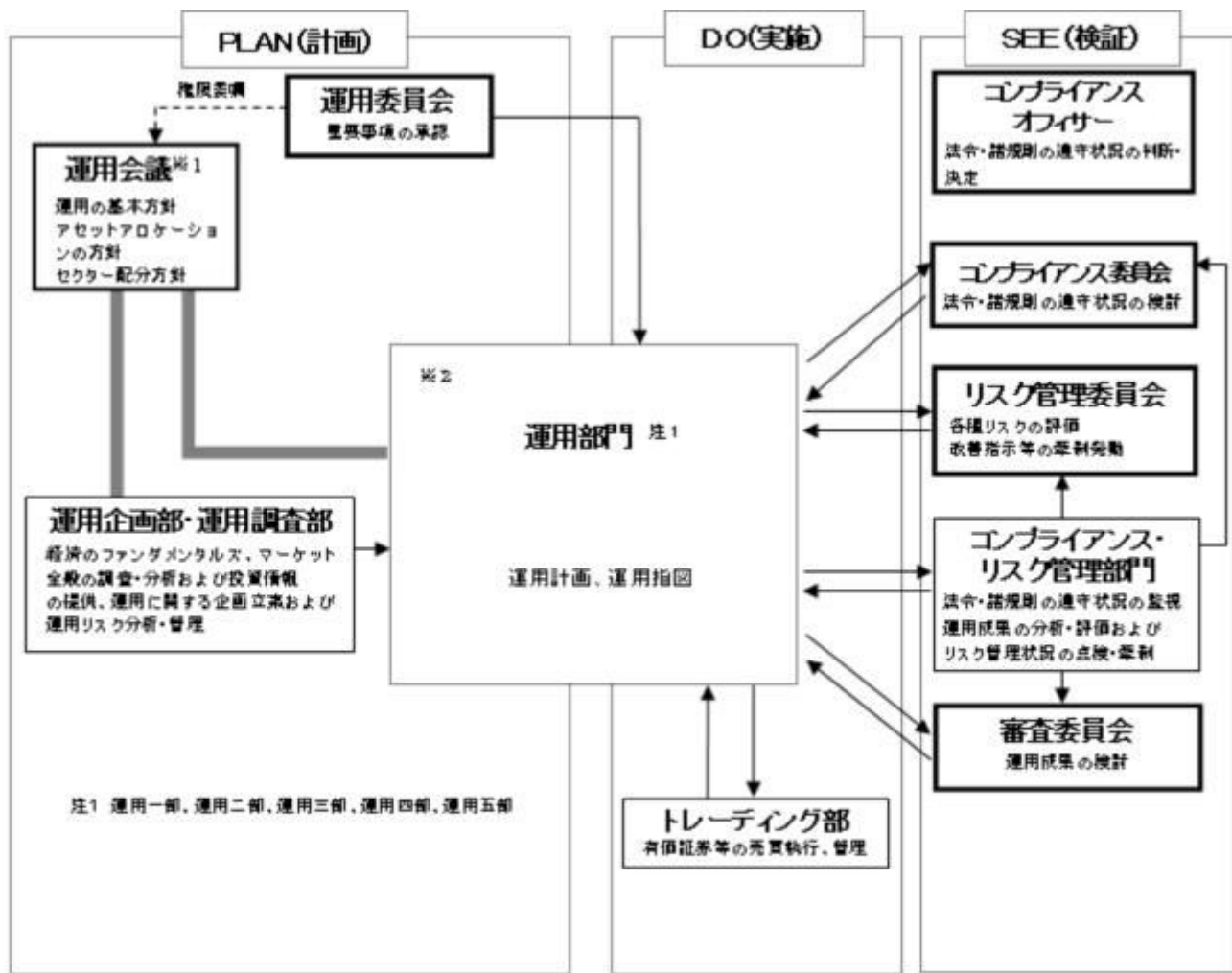
代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

取締役会は、法令または定款に定めある事項のほか、当会社の重要な業務執行に関する事項を決定します。

(ロ) 組織図



(八) 投資運用の意思決定機構



実績の矢印は情報の流れを示します。

※1 運用会議は運用企画部・運用調査部、運用部門(運用一部～五部)で構成されます。

※2 運用部門において、運用計画および運用指図の承認は各々の上位職者が行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

委託者が運用を行っている証券投資信託（親投資信託は除きます。）は以下のとおりです。

（平成27年3月31日現在）

種類	ファンド本数	純資産額（百万円）
総合計	299	4,239,002
株式投資信託（合計）	271	3,437,487
単位型	39	148,362
追加型	232	3,289,124
公社債投資信託（合計）	28	801,515
単位型	1	210
追加型	27	801,305

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社である新光投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条および第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第54期事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

第55期事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

1．財務諸表

（1）【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	10,766,270	13,492,111
有価証券	5,259,693	3,291,156
貯蔵品	1,062	5,188
立替金	30,280	15,778
前払金	25,483	38,614
前払費用	20,286	16,530
未収委託者報酬	1,891,689	2,654,090
未収運用受託報酬	86,074	117,049
未収収益	13,810	6,509
繰延税金資産	192,202	283,616
流動資産合計	18,286,853	19,920,646
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	2 15,051	2 12,380
構築物（純額）	2 1,886	2 1,650

器具・備品（純額）	2	95,877	2	99,960
リース資産（純額）	2	680	2	340
有形固定資産合計		113,496		114,332
無形固定資産				
電話加入権		91		91
ソフトウェア	3	39,774	3	74,851
ソフトウェア仮勘定		-		11,885
無形固定資産合計		39,866		86,827
投資その他の資産				
投資有価証券		2,929,683		3,213,218
関係会社株式		77,100		77,100
長期差入保証金		125,515		124,152
長期繰延税金資産		8,695		63,925
前払年金費用		410,271		374,562
その他		10,632		6,632
投資その他の資産合計		3,561,898		3,859,590
固定資産合計		3,715,261		4,060,749
資産合計		22,002,115		23,981,396

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)		当事業年度 (平成26年3月31日)	
負債の部				
流動負債				
預り金		18,156		21,303
リース債務		1,206		810
未払金				
未払収益分配金		336		177
未払償還金		14,470		10,100
未払手数料	1	964,634	1	1,296,830
その他未払金		195,035		513,148
未払金合計		1,174,476		1,820,257
未払費用		402,634		548,430
未払法人税等		471,902		1,462,380
賞与引当金		299,000		362,800
役員賞与引当金		45,500		44,200
流動負債合計		2,412,875		4,260,181
固定負債				
長期リース債務		1,156		345
退職給付引当金		168,209		172,959
役員退職慰労引当金		80,416		31,708
執行役員退職慰労引当金		99,750		102,083
固定負債合計		349,532		307,096
負債合計		2,762,408		4,567,278

純資産の部		
株主資本		
資本金	4,524,300	4,524,300
資本剰余金		
資本準備金	2,761,700	2,761,700
資本剰余金合計	2,761,700	2,761,700
利益剰余金		
利益準備金	360,493	360,493
その他利益剰余金		
別途積立金	10,000,000	8,900,000
繰越利益剰余金	1,559,003	2,889,165
利益剰余金合計	11,919,497	12,149,658
自己株式	72,415	72,415
株主資本合計	19,133,081	19,363,242
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	106,625	50,874
評価・換算差額等合計	106,625	50,874
純資産合計	19,239,706	19,414,117
負債純資産合計	22,002,115	23,981,396

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	（自	平成24年4月1日	（自	平成25年4月1日
	至	平成25年3月31日）	至	平成26年3月31日）
営業収益				
委託者報酬		19,893,907		29,107,010
運用受託報酬		170,563		261,777
営業収益合計		20,064,471		29,368,787
営業費用				
支払手数料	1	10,580,803	1	15,428,327
広告宣伝費		213,908		336,593
公告費		1,919		2,919
調査費				
調査費		275,599		339,210
委託調査費		2,855,086		4,188,805
図書費		5,332		4,862
調査費合計		3,136,017		4,532,878
委託計算費		533,813		1,151,067
営業雑経費				
通信費		37,161		37,016

印刷費	132,025	160,606
協会費	14,855	14,992
諸会費	3,088	3,153
その他	23,541	27,521
営業雑経費合計	210,672	243,290
営業費用合計	14,677,134	21,695,077
一般管理費		
給料		
役員報酬	93,516	89,886
給料・手当	1,395,728	1,326,658
賞与	221,930	332,688
給料合計	1,711,175	1,749,233
交際費	9,782	9,349
寄付金	2,465	3,066
旅費交通費	81,050	78,321
租税公課	52,119	65,510
不動産賃借料	211,739	205,792
賞与引当金繰入	299,000	362,800
役員賞与引当金繰入	45,500	44,200
役員退職慰労引当金繰入	28,335	39,756
退職給付費用	195,268	182,850
減価償却費	88,183	63,615
諸経費	533,744	585,445
一般管理費合計	3,258,364	3,389,942
営業利益	2,128,972	4,283,768

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	157,357	143,049
有価証券利息	12,764	6,052
受取利息	22,364	14,495
時効成立分配金・償還金	3,608	4,450
雑益	26,471	20,588
営業外収益合計	222,565	188,635
営業外費用		
支払利息	222	59
時効成立後支払分配金・償還金	1,339	1,557
雑損	22	8,673
営業外費用合計	1,585	10,290
経常利益	2,349,952	4,462,113

特別利益				
貸倒引当金戻入		1,982		-
投資有価証券売却益		146,334		158,386
特別利益合計		148,316		158,386
特別損失				
固定資産除却損	2	101	2	3,210
ゴルフ会員権売却損		-		2,795
投資有価証券売却損		37,198		42,388
投資有価証券評価損		49,352		10,974
減損損失		4,291		-
特別損失合計		90,943		59,368
税引前当期純利益		2,407,325		4,561,131
法人税、住民税及び事業税		983,713		1,905,519
法人税等調整額		129,642		113,958
法人税等合計		854,070		1,791,560
当期純利益		1,553,255		2,769,571

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日）

（単位：千
円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金	
				別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金
当期首残高	4,524,300	2,761,700	360,493	11,118,000	1,427,158
当期変動額					
別途積立金取崩				1,118,000	1,118,000
剰余金の配当					2,539,409
当期純利益					1,553,255
自己株式の取得					
自己株式の処分					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	-	1,118,000	131,845
当期末残高	4,524,300	2,761,700	360,493	10,000,000	1,559,003

	株主資本	評価・換算差額等
--	------	----------

	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証 券評価差額金	純資産合計
	利 益 剰余金 合 計				
当期首残高	12,905,651	6,827	20,184,823	209,840	19,974,983
当期変動額					
別途積立金取崩			-		-
剰余金の配当	2,539,409		2,539,409		2,539,409
当期純利益	1,553,255		1,553,255		1,553,255
自己株式の取得		65,588	65,588		65,588
自己株式の処分			-		-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				316,465	316,465
当期変動額合計	986,154	65,588	1,051,742	316,465	735,276
当期末残高	11,919,497	72,415	19,133,081	106,625	19,239,706

当事業年度（自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資 本 準 備 金	利 益 準 備 金	その他利益剰余金	
				別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金
当期首残高	4,524,300	2,761,700	360,493	10,000,000	1,559,003
当期変動額					
別途積立金取崩				1,100,000	1,100,000
剰余金の配当					2,539,409
当期純利益					2,769,571
自己株式の取得					
自己株式の処分					
株主資本以外の項目の当期変 動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	-	1,100,000	1,330,161
当期末残高	4,524,300	2,761,700	360,493	8,900,000	2,889,165

	株主資本			評価・換算差額等	純資産合計
	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証 券評価差額金	
	利 益 剰余金 合 計				

当期首残高	11,919,497	72,415	19,133,081	106,625	19,239,706
当期変動額					
別途積立金取崩			-		-
剰余金の配当	2,539,409		2,539,409		2,539,409
当期純利益	2,769,571		2,769,571		2,769,571
自己株式の取得			-		-
自己株式の処分			-		-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				55,750	55,750
当期変動額合計	230,161	-	230,161	55,750	174,410
当期末残高	12,149,658	72,415	19,363,242	50,874	19,414,117

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関連会社株式

総平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～18年

構築物 20年

器具備品 2～20年

(2) 無形固定資産

定額法。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。

3．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上

しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれの発生の翌事業年度末から費用処理しております。

（4）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。

（5）執行役員退職慰労引当金

執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。

4．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

（1）消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当期の費用として処理しております。

（未適用の会計基準等）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日）

概要

本会計基準等は、財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法、退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充を中心に改正されたものです。

適用予定日

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正については、平成27年3月期の期首より適用予定です。

当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中です。

注記事項

（貸借対照表関係）

1．各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
未払手数料	572,094千円	760,018千円

2．資産の金額から直接控除している減価償却累計額（減損損失累計額を含む）の額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	578,691千円	599,157千円

3. 無形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
無形固定資産の減価償却累計額	238,992千円	252,073千円

(損益計算書関係)

1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)
支払手数料	6,343,293千円	8,738,779千円

2. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
建物	- 千円	3,204千円
器具・備品	101千円	5千円
計	101千円	3,210千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,823,250	-	-	1,823,250

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	756	8,630	-	9,386

(変動事由の概要)

普通株式の自己株式の株式数の増加8,630株は、平成24年6月18日の定時株主総会の決議に基づいて行った自己株式取得による増加であります。

3. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日

平成24年12月25日 臨時株主総会	普通 株式	2,539,409	1,400	平成24年11月28日	平成24年12月26日
-----------------------	----------	-----------	-------	-------------	-------------

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,823,250	-	-	1,823,250

2．自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	9,386	-	-	9,386

3．配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年12月19日 臨時株主総会	普通 株式	2,539,409	1,400	平成25年11月15日	平成25年12月20日

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1)リース資産の内容

有形固定資産

主として、投信システム設備としてのサーバー、ネットワーク機器他（器具備品）であります。

(2)リース資産の減価償却方法

重要な会計方針の「2．固定資産の減価償却の方法（3）リース資産」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1．金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、一時的な余資は有金預金や有価証券などにより、通常取引条件から著しく乖離していないことを検証した上で行ってまいります。また現先取引などの引合いを要する取引については、原則として複数の提示条件を参考に最も有利と判断する条件で、適切かつ効率的に行っております。

なお、当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するための取得など、投資信託協会の規則に定める範囲において投資信託の取得及び処分を行っております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

有価証券及び投資有価証券は、主にその他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

また営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産より受け入れる委託者報酬のうち、信託財産に未払委託者報酬として計上された金額であり、信託財産は受託銀行において分別管理されていることから、当社の債権としてのリスクは、認識しておりません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（預金の預入先や債券の発行体の信用リスク）の管理

預金の預入先や債券の発行体の信用リスクについては、資金管理規程に従い、格付けの高い預入先や発行体に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

また経営企画部が定期的に格付けをモニタリングし、それが資金管理規程に定める基準以下となった場合には、速やかに経営会議を開催し、残存期間などを総合的に勘案し、対処方法について決議を得る体制となっております。

市場リスク（価格変動リスク及び為替変動リスク）の管理

保有している債券、投資信託、株式の毎月末の時価など資金運用の状況については、資金管理規程に従い、経営企画部長が毎月の定例取締役会において報告をしております。

また市場における価格変動リスクおよび為替変動リスクについては、資金管理規程に従い、経営企画部が定期的に時価をモニタリングし、その中で時価が基準を超える下落となった場合には、速やかに経営会議を開催し、対処方法について決議を得る体制となっております。

流動性リスクの管理

資金繰りについては、経営企画部が作成した年度の資金計画を経営会議において報告し、それに基づいた管理を行っております。また手元流動性を一定額以上維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件などを採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2.参照）。

前事業年度（平成25年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	10,766,270	10,766,270	-
(2) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的債券	500,129	500,400	270
其他有価証券	7,490,195	7,490,195	-
(3) 未収委託者報酬	1,891,689	1,891,689	-

当事業年度（平成26年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	13,492,111	13,492,111	-
(2) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的債券	-	-	-
其他有価証券	6,305,322	6,305,322	-
(3) 未収委託者報酬	2,654,090	2,654,090	-

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、投資信託は基準価額によっております。また譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注）２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
非上場株式	276,151	276,151

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

（注）３．金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成25年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	10,766,163	-	-	-
(2) 有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的債券	500,000	-	-	-
その他有価証券	4,258,263	357,062	1,056,875	-
(3) 未収委託者報酬	1,891,689	-	-	-

当事業年度（平成26年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	13,491,981	-	-	-
(2) 有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的債券	-	-	-	-
その他有価証券	3,291,156	380,080	1,261,941	269,692
(3) 未収委託者報酬	2,654,090	-	-	-

(有価証券関係)

１．満期保有目的の債券

前事業年度（平成25年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額	(1) 国債・地方債等	-	-	-

を超えるもの	(2)社債	500,129	500,400	270
	(3)その他	-	-	-
	小計	500,129	500,400	270
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		500,129	500,400	270

当事業年度(平成26年3月31日)

該当事項はありません。

2. 関連会社株式

関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額 77,100千円、前事業年度の貸借対照表計上額 77,100千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

前事業年度(平成25年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	1,461,472	1,219,754	241,717
	小計	1,461,472	1,219,754	241,717
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	6,028,723	6,102,958	74,234
	小計	6,028,723	6,102,958	74,234
合計		7,490,195	7,322,713	167,483

(注)非上場株式(貸借対照表計上額199,051千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度(平成26年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取	(1)株式	-	-	-
	(2)債券			

得原価を超えるもの	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	1,920,996	1,709,935	211,061
	小計	1,920,996	1,709,935	211,061
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	4,384,326	4,516,340	132,014
小計	4,384,326	4,516,340	132,014	
合計	6,305,322	6,226,275	79,047	

（注）非上場株式（貸借対照表計上額199,051千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4．売却したその他有価証券

前事業年度（平成25年3月31日）

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1)株式	106,355	38,075	1,080
(2)債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3)その他	3,921,927	108,259	36,118
合計	4,028,282	146,334	37,198

当事業年度（平成26年3月31日）

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1)株式	-	-	-
(2)債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3)その他	1,209,919	158,386	42,388
合計	1,209,919	158,386	42,388

5．減損処理を行った有価証券

当事業年度において、有価証券について10,974千円（その他有価証券）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

（退職給付関係）

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度（キャッシュバランス型）、確定拠出企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

2．退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成25年3月31日)
(1)退職給付債務(千円)	1,281,738
(2)年金資産(千円)	1,018,974
(3)未積立退職給付債務(1)+(2)(千円)	262,764
(4)未認識数理計算上の差異(千円)	547,641
(5)未認識過去勤務債務(債務の減額)(千円)	42,815
(6)貸借対照表計上額純額(3)+(4)+(5)(千円)	242,061
(7)前払年金費用(千円)	410,271
(8)退職給付引当金(6)-(7)(千円)	168,209

3．退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
(1)勤務費用(千円)(注1)	108,925
(2)利息費用(千円)	17,431
(3)期待運用収益(減算)(千円)	17,533
(4)数理計算上の差異の費用処理額(千円)	86,570
(5)過去勤務債務の費用処理額(千円)	16,055
(6)小計(1)+(2)-(3)+(4)+(5)(千円)	179,338
(7)その他(千円)(注2)	15,930
(8)退職給付費用(6)+(7)(千円)	195,268

(注) 1. 執行役員の退職慰労金に係る退職給付引当金繰入額(34,585千円)については

「(1)勤務費用」に含めて記載しております。

2. 「(7)その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

4．退職給付債務の計算基礎

	前事業年度 (平成25年3月31日)
(1)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(2)割引率	1.5%
(3)期待運用収益率	2.0%
(4)過去勤務債務の処理年数	10年
(5)数理計算上の差異の処理年数	10年

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度（キャッシュバランス型）、確定拠出企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

2. 確定給付制度

（単位：千円）

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	1,281,738
勤務費用	80,449
利息費用	19,226
数理計算上の差異の発生額	91,561
退職給付の支払額	48,235
過去勤務費用の発生額	-
退職給付債務の期末残高	1,424,739

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	1,018,974
期待運用収益	20,379
数理計算上の差異の発生額	70,810
事業主からの拠出額	78,919
退職給付の支払額	32,029
年金資産の期末残高	1,157,054

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	1,187,071
年金資産	1,157,054
	30,017
非積立型制度の退職給付債務	237,668
未積立退職給付債務	267,685
未認識数理計算上の差異	496,048
未認識過去勤務費用	26,759
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	201,603
退職給付引当金	172,959
前払年金費用	374,562
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	201,603

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用(注1)	110,782
利息費用	19,226
期待運用収益	20,379
数理計算上の差異の費用処理額	72,344
過去勤務費用の費用処理額	16,055
確定給付制度に係わる退職給付費用	165,917

(注) 1. 執行役員の退職慰労金に係る退職給付引当金繰入額（30,333千円）については

「(1)勤務費用」に含めて記載しております。

(5)年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

株式	41.3%
債券	25.6%
共同運用資産	18.3%
生命保険一般勘定	11.2%
現金及び預金	3.3%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	1.5%
長期期待運用収益率	2.0%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、16,933千円でありました。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
-----------------------	-----------------------

繰延税金資産		
賞与引当金	130,944千円	145,054千円
減価償却超過額	796	1,076
退職給付引当金	95,500	98,025
役員退職慰労引当金	28,660	11,300
投資有価証券評価損	17,589	12,705
非上場株式評価損	28,430	28,430
未払事業税	42,964	103,536
その他	63,091	109,079
繰延税金資産小計	407,976	509,208
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	407,976	509,208
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	60,857	28,172
前払年金費用	146,220	133,494
繰延税金負債合計	207,078	161,666
繰延税金資産の純額	200,897	347,542

(注) 繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産 - 繰延税金資産	192,202千円	283,616千円
固定資産 - 長期繰延税金資産	8,695	63,925

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
法定実効税率	38.01%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
(調整)		
役員給与永久に損金算入されない項目	0.55	
交際費等永久に損金算入されない項目	0.36	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.51	
住民税均等割	0.16	
評価性引当額の増減	3.18	
その他	0.09	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.48	

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第十号）が平成26年3月31日に公布され平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.01%から35.64%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は19,567千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

（セグメント情報等）

セグメント情報

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）及び

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

当社は、資産運用業という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）及び

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの売上高の記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）営業収益

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額は、貸借対照表の有形固定資産の金額と同一であることから、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

当社は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

当社は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

関連当事者情報

1．関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る）等

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	125,167,284	金融商品取引業	(被所有) 直接77.05 間接 7.91	当社設定の投資信託受益権の募集・販売に係る代行手数料の兼任	当社設定の投資信託受益権の募集・販売に係る代行手数料の支払い	6,343,293	未払手数料	572,094

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	125,167,284	金融商品取引業	(被所有) 直接77.05 間接 7.74	当社設定の投資信託受益権の募集・販売に係る代行手数料の兼任	当社設定の投資信託受益権の募集・販売に係る代行手数料の支払い	8,738,779	未払手数料	760,018

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	みずほ証券プロパティマネジメント株式会社	東京都中央区	4,110,000	不動産賃貸業	直接 4.05	事務所の賃借	事務所の賃借	173,969	長期差入保証金	116,378
同一の親会社を持つ会社	日本証券テクノロジー株式会社	東京都中央区	228,000	情報サービス業	なし	計算業務の委託	計算委託料支払 ハウジングサービス料支払 メールシステムサービス料支払	91,562 16,824 36,000	その他未払金 その他未払金 その他未払金	8,536 1,472 3,150

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事 者との関 係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	みずほ証券 プロパティ マネジメント 株式会社	東京都 中央区	4,110,000	不動産賃 貸業	直接 4.05	事務所の 賃借	事務所の 賃借	175,003	長期差 入保証 金	116,378
同一の親会社を持つ会社	日本証券テ クノロジー 株式会社	東京都 中央区	228,000	情報サー ビス業	なし	計算業務 の委託	計算委託 料支払	105,424	その他 未払金	8,030
							ハウジン グサービ ス料支払	16,824	その他 未払金	1,472
							メールシ ステム サービス 料支払	36,923	その他 未払金	3,230
							IT関連業 務支援	4,145	その他 未払金	1,648

(注) 1. 上記(ア)～(イ)の金額のうち、取引金額と長期差入保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、未払手数料とその他未払金の期末残高には消費税等が含まれております。

(注) 2. 取引条件及び取引条件の決定方法等

(1) 現先取引の金利等については、市場金利等を勘案して決定しております。

(2) 代行手数料については、投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から支払われます。委託者報酬の配分は両社協議のうえ合理的に決定しております。

(3) 事務所の賃借料の支払については、差入保証金の総額及び近隣の賃借料を勘案し、協議のうえ決定しております。

(4) 計算委託料、ハウジングサービス料及びメールシステムサービス料の支払は、協議のうえ合理的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

みずほ証券株式会社(非上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)
1株当たり純資産額	10,607円02銭	10,703円18銭
1株当たり当期純利益金額	854円62銭	1,526円89銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)
当期純利益金額(千円)	1,553,255	2,769,571

普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	1,553,255	2,769,571
期中平均株式数（千株）	1,817	1,813

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

2. 中間財務諸表

（1）中間貸借対照表

（単位：千円）

当中間会計期間	
（平成26年9月30日）	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	13,392,308
有価証券	4,503,686
貯蔵品	2,672
未収委託者報酬	2,835,160
未収運用受託報酬	84,271
繰延税金資産	258,726
その他	221,068
流動資産合計	21,297,894
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	14,060
構築物（純額）	1,547
器具・備品（純額）	88,371
リース資産（純額）	170
有形固定資産合計	104,149
無形固定資産	
ソフトウェア	82,679
ソフトウェア仮勘定	3,885
その他	91
無形固定資産合計	86,656
投資その他の資産	
投資有価証券	3,596,673
前払年金費用	421,561
その他	131,197
投資その他の資産合計	4,149,431
固定資産合計	4,340,237
資産合計	25,638,131

(単位：千円)

当中間会計期間
(平成26年9月30日)

負債の部	
流動負債	
リース債務	754
未払金	
未払収益分配金	175
未払償還金	8,852
未払手数料	1,372,909
その他未払金	279,650
未払金合計	1,661,587
未払法人税等	966,772
未払消費税等	2 349,104
賞与引当金	382,000
役員賞与引当金	33,000
その他	671,869
流動負債合計	4,065,087
固定負債	
退職給付引当金	146,778
役員退職慰労引当金	32,166
執行役員退職慰労引当金	50,916
繰延税金負債	32,867
固定負債合計	262,728
負債合計	4,327,816
純資産の部	
株主資本	
資本金	4,524,300
資本剰余金	
資本準備金	2,761,700
資本剰余金合計	2,761,700
利益剰余金	
利益準備金	360,493
その他利益剰余金	
別途積立金	8,900,000
繰越利益剰余金	4,658,210
利益剰余金合計	13,918,704
自己株式	72,415
株主資本合計	21,132,288
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	178,027
評価・換算差額等合計	178,027
純資産合計	21,310,315
負債純資産合計	25,638,131

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間

（自 平成26年4月 1日

至 平成26年9月30日）

営業収益		
委託者報酬		16,867,457
運用受託報酬		113,806
営業収益合計		16,981,264
営業費用及び一般管理費	1	14,312,421
営業利益		2,668,842
営業外収益		
受取配当金		82,555
有価証券利息		1,807
受取利息		5,629
時効成立分配金・償還金		1,275
その他		2,831
営業外収益合計		94,099
営業外費用		
支払利息		16
時効成立後支払分配金・償還金		3,071
その他		2,321
営業外費用合計		5,410
経常利益		2,757,531
特別利益		
投資有価証券売却益		34,225
特別利益合計		34,225
特別損失		
固定資産除却損		1,398
投資有価証券評価損		58,680
その他		22,227
特別損失合計		82,306
税引前中間純利益		2,709,450
法人税、住民税及び事業税		961,036
法人税等調整額		25,644
法人税等合計		986,680
中間純利益		1,722,769

（ 3 ） 中 間 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

当中間会計期間（自 平成26年4月 1日 至 平成26年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本		
	資本剰余金	利益剰余金	
		その他利益剰余金	

	資本金	資本準備金	利益準備金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	4,524,300	2,761,700	360,493	8,900,000	2,889,165
会計方針の変更による累積的影響額					46,276
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,524,300	2,761,700	360,493	8,900,000	2,935,441
当中間期変動額					
剰余金の配当					
中間純利益					1,722,769
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	-	-	-	-	1,722,769
当中間期末残高	4,524,300	2,761,700	360,493	8,900,000	4,658,210

	株主資本			評価・換算差額等	純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
	利益剰余金合計				
当期首残高	12,149,658	72,415	19,363,242	50,874	19,414,117
会計方針の変更による累積的影響額	46,276		46,276		46,276
会計方針の変更を反映した当期首残高	12,195,935	72,415	19,409,519	50,874	19,460,393
当中間期変動額					
剰余金の配当	-		-		-
中間純利益	1,722,769		1,722,769		1,722,769
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）				127,152	127,152
当中間期変動額合計	1,722,769	-	1,722,769	127,152	1,849,921
当中間期末残高	13,918,704	72,415	21,132,288	178,027	21,310,315

注記事項

（重要な会計方針）

1．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

関連会社株式

総平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

当中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。但し、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～18年
構築物	20年
器具備品	2～20年

(2) 無形固定資産

定額法。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間末日対応分を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間末日対応分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末日において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当中間会計期間末日要支給額を計上しております。

(5) 執行役員退職慰労引当金

執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当中間会計期間末日要支給額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当中間会計期間の費用として処

理しております。

（会計方針の変更）

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当中間会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の算定方法を退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法に変更しました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当中間会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当中間会計期間の期首の前払年金費用が69,164千円増加、退職給付引当金が2,738千円減少し、利益剰余金が46,276千円増加しております。なお、当中間会計期間の損益に与える影響は軽微であります。

（中間貸借対照表関係）

1. 資産の金額から直接控除している減価償却累計額（減損損失累計額を含む）の額

	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	555,450千円

2. 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

（中間損益計算書関係）

1. 減価償却実施額は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
有形固定資産	20,991千円
無形固定資産	11,590千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	1,823,250	-	-	1,823,250

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
-------	---------	----	----	----------

普通株式（株）	9,386	-	-	9,386
---------	-------	---	---	-------

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当中間会計期間（平成26年9月30日）

ファイナンス・リース取引

（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

1. リース資産の内容

有形固定資産 主として、投信システム設備としてのサーバー、ネットワーク機器他（器具備品）であります。

2. リース資産の減価償却方法

重要な会計方針の「2. 固定資産の減価償却の方法(3)リース資産」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません（（注）2. 参照）。

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	13,392,308	13,392,308	-
(2) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	7,824,207	7,824,207	-
(3) 未収委託者報酬	2,835,160	2,835,160	-
(4) 未払手数料	1,372,909	1,372,909	-

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、投資信託は基準価額によっております。また譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額
によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	276,151

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、
「(2) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

(有価証券関係)

当中間会計期間(平成26年9月30日)

1. 関連会社株式

関連会社株式(中間貸借対照表計上額 77,100千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて
困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えるも の	(1)株式	-	-	-
	(2)債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	2,859,109	2,501,935	357,173
	小計	2,859,109	2,501,935	357,173
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えない もの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	4,965,098	5,045,660	80,561
	小計	4,965,098	5,045,660	80,561
合計		7,824,207	7,547,595	276,611

(注) 非上場株式(中間貸借対照表計上額199,051千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが
極めて困難と認められることから、上表の「其他有価証券」には含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

当社は、資産運用業という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当中間会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの売上高の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額は、中間貸借対照表の有形固定資産の金額と同一であることから、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎並びに1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
(1) 1株当たり純資産額	11,748円57銭
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額(千円)	21,310,315
普通株式に係る中間期末の純資産額(千円)	21,310,315
普通株式の発行済株式数(株)	1,823,250
普通株式の自己株式数(株)	9,386
1株当たり純資産の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数(株)	1,813,864

項目	当中間会計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
(2) 1株当たり中間純利益金額	949円77銭
(算定上の基礎)	
中間純利益金額(千円)	1,722,769

普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	1,722,769
普通株式の期中平均株式数(株)	1,813,864

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

当社は、将来の事業展開や市況変動に備えるために適正な内部留保を維持しつつ、利益配分については株主の皆様へ安定的かつ可能な範囲で高水準の配当を実施していくことを基本的な考え方としており、平成26年11月18日開催の取締役会において、平成26年12月24日開催を予定している臨時株主総会に、次のとおり剰余金の処分を付議することを決議いたしました。

株主配当に関する決議事項

株式の種類	普通株式
配当金の総額	2,539,409千円
1株当たり配当額	1,400円
基準日	平成26年11月26日
効力発生日	平成26年12月25日

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)または子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

a．定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

b．訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

なお、「委託会社等の経理状況 中間財務諸表」の注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、平成26年12月24日付の臨時株主総会で期中配当を行うことを決議しました。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 株式会社りそな銀行（「受託者」）

a．資本金の額

平成26年9月末現在、279,928百万円

b．事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額及び事業の内容は以下の「販売会社一覧表」のとおりです。

販売会社一覧表

（資本金の額は平成26年9月末現在）

名称	資本金の額 (単位：百万円)	事業の内容
大山日ノ丸証券株式会社	215	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
八幡証券株式会社	2,000	同上
木村証券株式会社	500	同上
六和証券株式会社	204	同上
株式会社SBI証券	47,937	同上
楽天証券株式会社	7,495	同上
三豊証券株式会社	300	同上
高木証券株式会社	11,069	同上

2【関係業務の概要】

「受託者」は以下の業務を行います。

- (1) 委託者の指図に基づく投資信託財産の保管、管理
- (2) 投資信託財産の計算
- (3) その他上記業務に付随する一切の業務

「販売会社」は以下の業務を行います。

- (1) 募集・販売の取り扱い
- (2) 受益者に対する一部解約事務
- (3) 受益者に対する一部解約金、収益分配金および償還金の支払い
- (4) 受益者に対する収益分配金の再投資

- (5) 受益権の取得申込者に対する目論見書の交付
- (6) 受益者に対する運用報告書の交付
- (7) 所得税および地方税の源泉徴収
- (8) その他上記業務に付随する一切の業務

3【資本関係】

委託者は、三豊証券株式会社の株式の4.5%を所有しています。

(注) 関係法人が所有する委託者の株式または委託者が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が1.0%以上のものを記載しています。

<再信託受託会社の概要>

- 名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- 業務の概要 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- 再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託事務の一部（投資信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原投資信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

第3【参考情報】

ファンドについては、当特定期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
平成26年 9月30日	臨時報告書
平成26年12月16日	有価証券届出書の訂正届出書
平成26年12月16日	有価証券報告書
平成26年12月26日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成26年6月20日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田中 俊之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第54期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光投信株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年5月12日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 志保
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福村 寛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新光インド・ルピー債券ファンド（毎月決算型）の平成26年9月17日から平成27年3月13日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光インド・ルピー債券ファンド（毎月決算型）の平成27年3月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- () 1 . 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成26年12月17日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 福村 寛
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第55期事業年度の中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新光投信株式会社の平成26年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成26年11月18日開催の取締役会において、平成26年12月24日開催予定の臨時株主総会に、剰余金の処分を付議することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。